

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）

2024年度海外留学支援制度(大学院学位取得型の支援)を受ける方で

貸与奨学金を希望する皆さんへ

貸与奨学金案内



- この冊子では、返還の必要がある奨学金(借入金)の制度について、**予約採用(進学する前の申込み)**を前提として説明しています。
- 2023年度(令和5年度)以前に海外留学支援制度(大学院学位取得型)に採用され、既に海外の大学院に在籍している場合は、国内の学校を通さずに直接機構へ申し込む「在学採用」での申込みが可能です。本冊子は「予約採用」向けの内容となっていますので、在学採用の申込手続き等の詳細については、機構へ問い合わせてください。
- 第1部「奨学金制度」及び第2部「奨学金の手続き」を読んで貸与奨学金についてよく理解したうえで、予約採用への申込みを希望する場合には、第3部「申込手続きと提出書類」に従って申込手続きを進めてください。

2024年3月1日

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

貸与奨学金は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。
奨学金の貸与を受ける（申込みをする）のは、あなた本人です。返還義務はあなた本人にあります。

本当に必要な金額？ 借り過ぎに注意！

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返す時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

次の世代へリレーされる

奨学生が学校を卒業してから返還するお金が次の世代の奨学金として使われます。

無理なく返還できる救済制度

返還中に病気・失業などで返還が困難になった場合は、状況に応じて毎月の返還額を減額して返還期間を延長する制度や、返還期限を先送りにする制度等があります。

留学開始月前には振り込まれません！

奨学金は、留学開始月以降に振込みが始まります。留学開始前に必要となる「入学金」等には利用できません。

目次

第1部 奨学金制度

1 奨学金の種類	3	7 返還期間・返還額と返還方式	10
2 申込資格	4	8 返還が難しいとき	12
3 選考基準（学力基準・家計基準）	5	9 個人信用情報の取扱い	14
4 奨学金の貸与方法・貸与終了後の返還	6		
5 保証	7		
6 入学時特別増額貸与奨学金の利率と利子	9		

第2部 奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ	16	資料1 奨学金の返還例	22
2 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための 手続き	17	資料2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象） の保証制度の仕組み	23
3 進学後の手続き	18	資料3 保証料（目安）	24
4 奨学金貸与中～返還中の手続き	20	資料4 保証委託約款	25

第3部 申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項	26	5 収入に関する証明書類及び 【様式F】「収入計算書」の作成	29
2 申込手続きの流れ	26	6 【様式E】「申込書（収入状況）」の記入方法	35
3 必要書類	27	7 【様式A】「提出書類一覧表」の作成 (必要書類の提出)	36
4 【様式B】「確認書」の作成・記入例	28		

★「様式集」は、20ページと21ページの間に挟み込まれています。

★【様式F】「収入計算書」は、《様式集4》ページと《様式集5》ページの間に挟み込まれています。

本冊子の用語

あなた	奨学金に申し込む学生本人	機構	日本学生支援機構
予約採用	進学前に募集する採用方式	在学採用	進学後に募集する採用方式
国内の学校	大学、大学院	採用候補者	予約採用により進学後の奨学金の予約ができた人

第1部

奨学金制度

1 奨学金の種類

1 奨学金の種類

奨学金の種類	利子	貸与の方法		貸与期間
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）	無利子	毎月の奨学金	原則として毎月1回振込み	海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支給開始年月から支給終了年月まで（下記 2 貸与期間参照）
入学時特別増額貸与奨学金	有利子	一時金	上記の奨学金の初回振込時に増額して1回だけ振込み（入学前の振込みなし）	（1回の振込みで終了）



入学時特別増額貸与奨学金を単独で利用することはできません。

2 貸与期間

貸与始期は海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支給開始月、貸与終期は支給終了月です。なお、在学採用時は、貸与始期は原則として「申込月から」になります。留学の早期終了等により海外留学支援制度の支給期間が短縮されるなどの変更が生じた場合は、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与期間も変更（短縮）します（奨学金の辞退手続き又は貸与終期訂正の手続きが必要です）。



海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支給期間外に第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）が振り込まれた場合は、所定の手続きにより返戻する必要があります。

3 貸与金額

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与月額は2種類、入学時特別増額貸与奨学金は5種類の金額から選択できます。

奨学金の種類	貸与金額	
	修士課程相当	博士課程相当
第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）	50,000円・88,000円	80,000円・122,000円
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円・200,000円・300,000円・400,000円・500,000円	



第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び入学時特別増額貸与奨学金は、人的保証に加えて、機関保証制度への加入が必須のため、振込額は、貸与金額から一定の「機関保証料」を差し引いた金額となります。

他の奨学金との併用

本機構においては、他の奨学金との併用は認めています。ただし、相手方が認めていない場合がありますので、該当団体に確認してください。

2 申込資格

申込みにあたっては、次の申込資格をよく確認してください。

申込資格

2024年度の海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を受けることが決定していて、経済的理由により修学に困難があると認められる人。

なお、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する場合は、申込みの対象外です。

（1）2023年度以前に海外留学支援制度（大学院学位取得型）の採用者となり、2024年度にも継続して当該制度の給付を受ける人

（2）ダブルディグリープログラムにより、留学期間中に国内の第一種奨学金を継続貸与する人（国内の第一種奨学金との併用貸与は不可）

※上記（1）に該当する人は、「予約採用」の申込資格はありませんが、「在学採用」で申し込むことができます。



・過去に第一種奨学金の貸与を受けた人が、同じ学校区分（修士課程・博士課程）で、新たに第一種奨学金を希望する場合は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）の支援期間にかかわらず貸与期間が短縮されたり、申込みができない場合があります。なお、所定の要件を満たす場合に限り、すべての学校区分において1回限り、再貸与を受けることができます。詳しくは、国内在籍学校に確認してください。

・奨学生として採用されるまでの間に、過去に貸与を受けた奨学金について以下の状態にあることが判明したときは、不採用又は採用を取り消される場合があります。

ア) 返還誓約書が未提出である場合

イ) 奨学金の返還を延滞している場合

ウ) 代位弁済が行われた場合

※上記ア) 又はイ) の状態にある場合は、新たに奨学金を申し込むためには速やかに必要な手続きを行うことが必要です。上記ウ) の場合は、新たに奨学金を申し込む資格はありません。

・債務整理中の人、留年中の人は申込資格がありません。

【外国籍の人の申込資格】

外国籍の人は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）に準じ、次の（1）～（2）のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

該当する場合、申込みの際に在学する学校（又は出身校）を通じて在留資格の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード」（もしくは、「特別永住者証明書」）のコピーの提出が必要です。

（1）法定特別永住者（※1）

（2）在留資格（※2）が「永住者」

（※1）法定特別永住者は、「日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を差します。

（※2）在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。



・在留資格の記載が上記以外の場合は、採用されません。

・申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の振込みを停止して採用を取り消すとともに、振込済みの奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

3 選考基準（学力基準・家計基準）

機構は、申込者が機構の定める選考基準を満たすことを審査し、基準を満たす人全員を採用候補者として決定します。

1 学力基準

海外留学支援制度（大学院学位取得型）における支給要件を満たしていること。

2 家計基準

本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合のみ）の収入金額が、収入基準額以下であること。

なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の〔参考〕により給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

区分	収入基準額	
	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）	第二種奨学金との併用 ※ 1
修士課程	299万円（389万円） ※ 2	284万円
博士課程	340万円（442万円） ※ 2	299万円



- ※1 ダブルディグリー制度により国内の学校で貸与を受ける第二種奨学金との併用を希望する場合のほか、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）に併せて、第二種奨学金（海外）を申し込む場合も、併用貸与の家計基準が適用されます。
- ※2（ ）内は第一種奨学金で認めている収入基準額超過の許容範囲内の金額で、研究能力が特に優れている人（海外留学支援制度（大学院学位取得型）の採用者はこれに該当）、扶養家族がある等の特別な事情があると認められる場合に適用されます。
- ※3 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付額は、収入額には含みません。

〔参考〕給与所得の控除額（配偶者のみ）

年間収入金額（税込）	控除額
400万円以下の場合	年間収入金額 × 0.2 + 214万円
※ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額	
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入金額 × 0.3 + 174万円
781万円を超える場合	408万円



配偶者の給与所得については、上表の計算式に基づき控除額を算出し、年間収入金額（税込）から控除額を差し引いた額を【様式E】「申込書」及び【様式F】「収入計算書」に記入してください。

入学時特別増額貸与奨学金の利用条件

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、利用できなかった世帯の学生に貸与します。



- ・世帯収入（所得）が上限額を超えている等の理由で、日本政策金融公庫が定める要件を満たさないために「国の教育ローン」を申し込みなかった世帯の学生は対象外です。この場合、「国の教育ローン」も、入学時特別増額貸与奨学金も利用できません。
- ・申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できる場合があります。「国の教育ローン」の手続きが必要か不要かの判定は、予約採用申込時に入学時特別増額貸与奨学金を希望した人に対して、結果通知（「採用候補者決定通知」）に記載してお知らせします。

4 奨学金の貸与方法・貸与終了後の返還

1 奨学金の貸与方法

奨学生本人名義の口座に原則毎月振り込みます。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、農協、信託銀行、その他一部の銀行（SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行、イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

【奨学金振込日】

初回振込日は海外の大学院へ進学後、「進学届」の提出時期によります。



- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・初回振込月に入学月からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。

採用月	振込日	採用月	振込日	採用月	振込日
4月	4月21日	8月	8月11日	12月	12月11日
5月	5月16日	9月	9月11日	1月	1月11日
6月	6月11日	10月	10月11日	2月	2月11日
7月	7月11日	11月	11月11日	3月	3月11日

（注）上記の日が金融機関の休業日のときは前営業日となります。

2 貸与終了後の返還

(1) 口座振替

貸与終了時に、在学校の指示に従い、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還時の振替用口座の加入手続きをしてください。

(2) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方法や割賦方法（定額返還方法を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」）、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始）。返還は、（1）で手続した金融機関の口座からの振替（引落し）によって行われます。振替（引落し）日は毎月27日（この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。

5 保証

保証制度には、「機関保証制度」と「人的保証制度」の2つがあり、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けるには「**機関保証制度**」に加え、「**人的保証制度**」への両方の加入が必要となります。いずれかの制度を選択することはできません。これらの保証を受けた場合でも、奨学金の貸与を受けた本人が奨学金の返還の義務を負うことになります。

1 機関保証制度

機関保証制度とは、保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」に保証を依頼し、連帯保証を受ける制度です。保証を受けるためには一定の**保証料**の支払いが必要となり、**毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引いた金額があなたの口座に振り込まれます**（保証料は、奨学生として採用された時に交付する「奨学生証」でお知らせします）。

このほか、機構があなたと連絡が取れない場合にあなたの住所や電話番号等を照会する「**本人以外の連絡先（国内連絡者）**」となる人を指定する必要があります。



機関保証制度の詳細・保証料の目安については23～25ページをご覧ください。

本人以外の連絡先（国内連絡者）

あなたが海外の大学院に進学した後の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。**国内連絡者には、原則として、人的保証において連帯保証人（原則として、父又は母）となる予定の人を選任してください。**

2 人的保証制度

人的保証制度とは、機構が定める選任条件を満たす人にあなたが依頼し、**連帯保証人**及び**保証人**を引き受けてもらう制度です。



- ・連帯保証人、保証人それぞれの役割と選任条件については、下表でよく確認してください。
- ・連帯保証人又は保証人が死亡した場合や選任条件を満たせなくなった場合は、新たな人物の選任が必要となります。
- ・進学後、「返還誓約書」に連帯保証人及び保証人が自署・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書等を提出する必要があります。

【連帯保証人・保証人の役割と選任条件】

次の条件をすべて満たす連帯保証人・保証人を選任する必要があります。

連帯保証人【原則、父母】	保証人【原則、おじ・おば等】
【役割】 奨学金の返還についてあなたと同等の責任を負い、あなたが返還しないときは、その全額について返還しなければなりません。	【役割】 あなた及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりません。保証人の返還すべき金額は、あなたが返還すべき返還未済額の3分の1となります（「分別の利益」）。また保証人となった人は、あなたに資力があることを証明できれば、あなたに対して請求するよう主張でき（「検索の抗弁権」）、あなたに請求していない分を請求されたときは、まずあなたに対して請求するよう主張できます（「催告の抗弁権」）。 ※機構があなたに先んじて保証人に請求することはありません。
【選任条件】 ①【あなたが未成年者の場合】 あなたの親権者又は未成年後見人 ②【あなたが成年者の場合】 あなたの父母 父母がいない等の場合は、4親等以内の親族（※）	【選任条件】 ①父母以外の人 ②あなた及び連帯保証人と別生計の人 ③連帯保証人の配偶者・婚約者でない人 ④4親等以内の親族（※） ⑤採用時に65歳未満の人（※）
連帯保証人、保証人に共通の条件	①あなたの配偶者・婚約者は選任できません。 ②未成年者・学生・債務整理中（破産等）の人は選任できません。 ③貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなたが満45歳を超える場合は、その時点で60歳未満の人でなければ選任できません。

（※）これらの条件を満たさない場合でも、次ページの【代替要件】を満たすことで選任が可能になります。

【代替要件】

連帯保証人については「4 親等以内の親族」(前ページ条件②)、保証人については「4 親等以内の親族」(前ページ条件④)の条件だけを満たさない場合、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類の提出により「貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の3分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる人」であれば選任ができます。

具体的には次の条件A～Cのいずれかが1つ以上を満たす必要があります。必ず事前に、その人の収入・所得や資産に関する証明書類により基準を満たすことを確認してください。

なお、保証人について「採用時に65歳未満の人」(前ページ条件⑤)の条件だけを満たさない場合は、「返還誓約書」提出時に、あなたの署名及び連帯保証人の署名・押印がある「保証人の選任に係る事情書」の提出が必要です。

貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる条件

	条件	証明書類(コピー可)
A	給与所得者：年間収入金額 \geq 320 万円	所得証明書、源泉徴収票、年金振込通知書等(注1)(注2)
	給与所得者以外：年間所得金額 \geq 220 万円	所得証明書、確定申告書の控等(注2)
B	預貯金残高 \geq 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の3分の1)	預貯金残高証明書、取引残高報告書(評価額のわかるもの)(注3)
C	固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の3分の1)	固定資産評価証明書(注3)

(注1) 年金収入は給与として取り扱います。

(注2) 証明書類は、取得できる直近のものを提出してください。確定申告書(控)は税務署の受付印があるもの。電子申告書の場合は、確定申告書に「受付結果(受信通知:「メール詳細」画面)」又は「即時通知」を添付してください。

(注3) 誓約日(返還誓約書に印字される日付)から3か月前以降に発行されたものを提出してください。

※条件を満たすことが明確でない場合、代わり又は追加の証明書(登記事項証明書(全部事項証明書))が必要となる場合があります。

上記のA～Cを組み合わせると貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の3分の1)の返還を確実に保証できる資力を有すると証明する場合は、以下の条件となります。

組合せ	条件
A + B	(預貯金残高 \div 16年(注4)) + 年間収入(注5) \geq 320 万円(注6)
A + C	(固定資産の評価額 \div 16年(注4)) + 年間収入(注5) \geq 320 万円(注6)
B + C	預貯金残高 + 固定資産の評価額 \geq 貸与予定総額(保証人は貸与予定総額の3分の1)
A + B + C	(預貯金残高 + 固定資産の評価額) \div 16年(注4) + 年間収入(注5) \geq 320 万円(注6)

(注4) 16年は平均返還予定年数。

(注5) 年間収入は給与所得者の場合です。給与所得者以外の場合は「年間所得」となります。

(注6) 320万円は給与所得者の場合であり、給与所得者以外の場合は220万円となります。なお、給与所得者以外の場合で、給与所得もあるときは、年間所得金額(年間所得 \geq 220万円)により判断してください。

6 入学時特別増額貸与奨学金の利率と利子

入学時特別増額貸与奨学金については、選択した「利率の算定方法」に従って貸与終了時（入学時特別増額貸与奨学金の振込時）に決定した利率に基づく利子が発生します。なお、奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利子です。

1 利率の算定方法

次の2つのいずれか1つを申込時に選択します。

利率の算定方法	説明
利率固定方式	貸与終了時に決定した利率が、返還完了まで適用されます。 将来、市場金利が変動した場合も、利率は変わりません。
利率見直し方式	貸与終了時に決定した利率を、おおむね5年ごとに見直します。 将来、市場金利が変動した場合は、それに伴い利率も変わります。



- ・申込時に選択した利率の算定方法は、「進学届」提出時に願い出ることによって変更できます。
- ・入学時特別増額貸与奨学金は第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の初回振込時に全額振り込まれ、その時点で利率が確定するため、「進学届」提出後は利率の算定方法の変更はできません。

2 利率

利率は、機構が奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財政融資資金の利率（※）に原則として0.2%上乗せした利率が適用されます。

■最近の利率についてはホームページをご覧ください。

ホーム>奨学金>奨学金制度の種類と概要>貸与奨学金（返済必要）>第二種奨学金（有利子で借る）>第二種奨学金の貸与利率>平成19年4月以降に奨学生に採用された方の利率



- （※） 「利率固定方式」を選択した奨学金に対しては「固定利率型」の利率が、「利率見直し方式」を選択した奨学金に対しては「5年利率見直し型」の利率がそれぞれ適用されます。なお、財政融資資金の借換えと併せて機構が債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率をそれぞれの貸与額で加重平均した利率が適用されます。

3 利子

利子は、利率に基づき残元金に対して貸与終了の翌月の初日から発生し、1か月分の利子を当月の27日に割賦元金（残元金のうち当月に返還すべき金額）と併せて返還します。

(1) 返還据置期間の利子（据置期間利息）

返還据置期間（※）に発生した利子は、毎月の返還額に均等に分割して返還します。

※貸与終了後や在学猶予期間終了後から、返還開始までの期間

(2) 元利均等返還

利子は、元利均等返還の方法によりますので、毎月の返還額（割賦元金・残元金に対する利子・据置期間利子の分割額の合計額）は定額です（最終回は端数の調整があります）。

7 返還期間・返還額と返還方式

1 返還期間・返還額

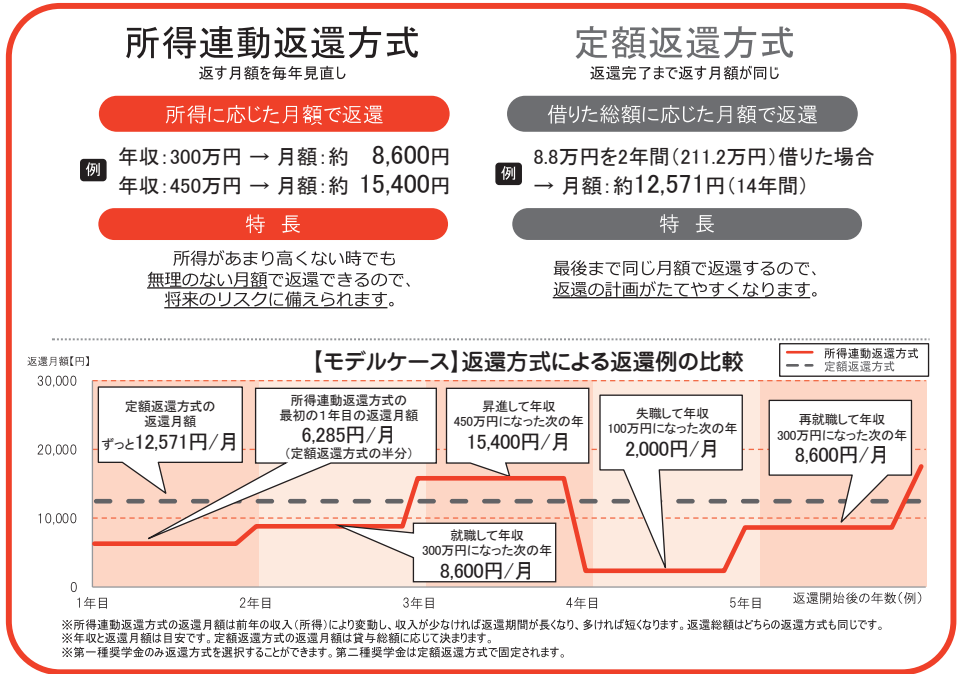
奨学金の返還期間・毎月の返還額は選択した**返還方式**及び**割賦方法**により決まります。具体的な返還例は22ページ「資料1 奨学金の返還例」をご覧ください。

2 返還方式

(1) 返還方式の種類と概要

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）については「**所得連動返還方式**」と「**定額返還方式**」のどちらかの返還方式を申込時に選択してください。

「**所得連動返還方式**」は、卒業後の所得に応じて毎年の返還額が決まるので、所得が少ない時期でも、無理なく返還できる制度です。



【所得連動返還方式と定額返還方式の概要】

	所得連動返還方式	定額返還方式
対象となる奨学金	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）のみ	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）、入学時特別増額貸与奨学金
マイナンバー	提出が必要	提出不要
保証制度	機関保証に加え人的保証への両方の加入が必要	機関保証に加え人的保証への両方の加入が必要
返還月額の算出	前年の所得に応じて10月～翌年9月の返還月額を算出（「課税対象所得（課税総所得金額）」×9%÷12） ※算出した額が2,000円未満となった場合、返還月額は2,000円となります。 ※返還初年度の返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額の半額です。また、その額での返還が困難な場合は申請により月額2,000円に変更することが可能です。 ※あなたが返還中に被扶養者になっている場合は、あなたと扶養者の課税対象所得（課税総所得金額）の合計に基づき返還月額を算出します（扶養者のマイナンバーの提出が必要となります）。 ※第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数（例：大学と大学院（修士）であれば×2、大学と大学院（修士）と大学院（博士）であれば×3）により返還をしていただくこととなります。	貸与総額に応じて算出された返還金額（月額）により、返還完了まで定額で返還
割賦方法	月賦返還のみ	返還誓約書にて「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択
返還困難な場合	返還期限猶予制度のみ利用可能（減額返還制度は利用不可）	減額返還制度、返還期限猶予制度が利用可能



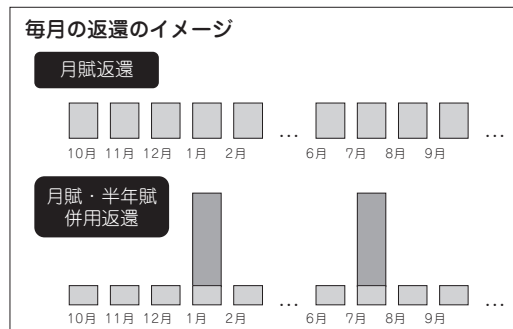
何らかの事情によりマイナンバーを提出していない場合、所得連動返還方式を選択することはできません。

7 返還期間・返還額と返還方式

(2) 「定額返還方式」の割賦方法の選択

「定額返還方式」を選択した第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び入学時特別増額貸与奨学金については、採用後に提出する返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

割賦方法	説明
月賦返還	返還総額を毎月均等に分割して返還します。
月賦・半年賦併用返還	返還総額の半分を月賦（毎月）で、もう半分を半年賦（1月と7月の半年に1回）で返還します。月賦返還に比べて、1月と7月以外の月の返還額はおよそ半分になりますが、1月と7月はおよそ3.5倍になります。



「返還誓約書」提出時に選択した割賦方法は、その後は原則として変更できません。

(3) 返還方式の変更（第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）のみ）

変更内容	変更可能時期
所得連動返還方式→定額返還方式	・進学届提出時及び貸与期間が終了する年度の一定の期間まで変更することができます（貸与終了後は変更できません）。
定額返還方式→所得連動返還方式	・進学届提出時、貸与中及び貸与終了後いずれも変更が可能です。 ※マイナンバーの提出が必要です。 ※月賦・半年賦併用返還を選択していた場合は月賦返還に変更されます。

（注）入学時特別増額貸与奨学金は「定額返還方式」限定であるため対象外です。

3 繰上返還

貸与終了の翌月から繰上返還が可能です。

なお、有利子奨学金（第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金）の繰上返還をする場合、その繰上に相当する期間の利子はかかりません。ただし、据置期間利息はかかります。

4 特に優れた業績による返還免除

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。

返還免除の認定は、学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ、ボランティア活動等における高い評価・優れた結果等、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」に定める業績を総合的に評価することにより行われます。

なお、博士課程については、専攻分野に関する芸術またはスポーツにおいて優れた業績がある場合を除き、学位論文やその他研究論文において優れた業績があることを必須としています。



この免除申請は希望者が行うものですが、海外の大学院における指導教員等の推薦が必要となります。

なお、返還免除に係る案内は、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の採用決定通知とともに国内連絡者宛てに送付します。


8 返還が難しいとき

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります（5月に貸与が終了した場合は、12月から返還が開始となります）。貸与が終了する際は、所定の返還手続きを行う必要があります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続きを行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

1 救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度、在学猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を2/3、1/2、1/3又は1/4に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	最長、通算15年間（180か月）まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金については、減額返還制度は利用できません。 収入等の基準 給与所得の方（年間収入金額）：400万円以下 ※本人が扶養している子供の人数が2人の場合は500万円以下、3人以上の場合は600万円以下 給与所得以外の所得のある方（年間所得金額）：300万円以下 ※本人が扶養している子供の人数が2人の場合は400万円以下、3人以上の場合は500万円以下		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難となった場合に、願出により返還を先送りにする制度です。 猶予年限特例の対象者は、通算猶予期間の制限なく利用が可能です（適用条件はJASSOホームページを参照してください）。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※願出の事由による
	収入等の基準 給与所得の方（年間収入金額）：300万円以下 給与所得以外の所得のある方（年間所得金額）：200万円以下		
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※ 学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

2 延滞した場合

延滞の発生

- 延滞金が賦課されます。
※延滞している割賦金（入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

返還の督促

- 機構が委託した債権回収会社等^(※1)が電話による督促をします。
※まず、本人へ督促します。
※次に、連帯保証人・保証人へ通知します。
↓
- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社が、本人、連帯保証人及び保証人に対し奨学金の回収を行います。
※自宅・勤務先に訪問する場合があります。
※連帯保証人又は保証人があなたに代わって機構に返還した場合、連帯保証人又は保証人は保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「保証機関（協会）」という）に対して返還金の請求（求償権の行使）はできません。

個人情報情報機関への登録

- 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人情報情報機関^(※2)に個人情報を登録する対象となります。

機構からの一括返還請求

- 督促にも関わらず返還に応じない場合は、返還期限が到来していない分を含めた返還未済額（元金、利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））、延滞金）について全額一括での返還を請求します。（「期限の利益の喪失」^(※3)）

代位弁済請求

- 機構から保証機関（協会）に対し、返還未済額（元金、利子（入学時特別増額貸与奨学金（第二種奨学金））、延滞金）について請求を行います。

代位弁済

- 保証機関（協会）が本人に代わり、機構へ債務を弁済します。このことを代位弁済といいます。
※保証機関（協会）は、機構が持っていた本人の債権を取得します。

保証機関からの請求・督促^(※4)

- 代位弁済がなされた場合、保証機関（協会）から、本人に代位弁済額の一括請求を行います。（求償権の行使）

強制執行

- 返済に応じない場合は、保証機関（協会）が強制執行までの法的手続きを行い、給与や財産を差し押さえます。^(※4)

(※1) 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

(※2) 個人情報情報機関とは、会員（銀行等）から消費者の個人情報（消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員（銀行等）からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

(※3) 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）・延滞金の全額を一括返還請求されます。

・督促を受けても返還期限猶予等の手続や連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

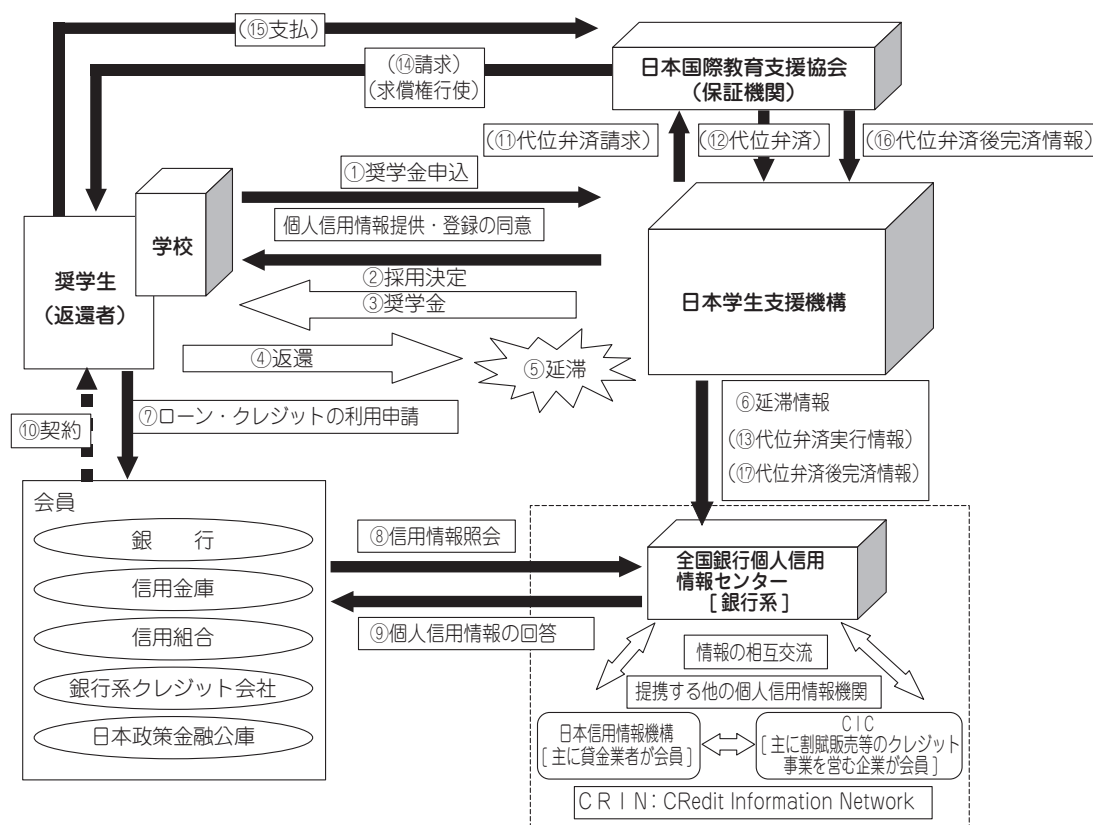
(※4) なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

9 個人信用情報の取扱い

奨学金申込時に、「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」の提出が必要です。本同意条項については次ページをご覧ください。また、個人信用情報機関への登録についての同意がない場合は、奨学金の貸与を受けることができません。

- (1) 返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上となった場合、個人信用情報機関（全国銀行個人信用情報センター）個人情報を登録する対象となります。
- (2) 奨学金の返還を延滞した者のみが登録されます。貸与者全員の情報が自動的に登録されるわけではありません。
- (3) 一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況が毎月更新され、延滞を解消すると、延滞が解消されたという情報に更新されます。登録された情報は、返還完了から5年後に削除されます。
- (4) 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

【個人信用情報機関への登録の流れ】



1. 申込み～採用決定、振込み

- ① 奨学金申込み（個人信用情報機関（含む提携個人信用情報機関）への情報提供についての同意が必須となる）
- ② 採用決定
- ③ 奨学金の振込み

2. 返還開始～延滞発生

- ④ 返還開始
- ⑤ 延滞発生
- ⑥ 個人信用情報機関への延滞情報の登録（返還開始6か月経過後に延滞3か月以上）

3. 会員（銀行等）による個人信用情報の利用

- ⑦ ローン・クレジットの利用申請
- ⑧ 会員からの信用情報照会
- ⑨ 個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩ 会員による契約の判断

4. 代位弁済請求～代位弁済後完済

- ⑪ 代位弁済請求
- ⑫ 代位弁済
- ⑬ 個人信用情報機関への代位弁済実行情報の登録
- ⑭ 保証機関（協会）から返還者への請求
- ⑮ 返還者から保証機関（協会）への支払い
- ⑯ 完済の場合に代位弁済後完済情報を機構へ提供（代位弁済実行後5年以内）
- ⑰ 機構から代位弁済後完済情報を個人信用情報機関へ登録（代位弁済実行後5年以内）

9 個人情報情報の取扱い

以下は、「確認書兼個人情報情報の取扱いに関する同意書」に記載されている「個人情報同意条項」の内容を拡大して掲載したものです。「確認書」に記入する前に、内容をよく確認してください。

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報機関の利用・登録等)

1. 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

2. 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。

3. 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

②同機関と提携する個人情報情報機関

・(株) 日本信用情報機構

<https://www.jicc.co.jp>

・(株) シー・アイ・シー

<https://www.cic.co.jp>

(代位弁済後の情報提供について)

4. 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から機構が代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

(注) 全国銀行個人情報センター、(株) 日本信用情報機構、(株) シー・アイ・シーは、上記「個人情報同意条項」の「個人情報」に記載されている情報を登録する機関です。日本学生支援機構の業務に関する質問は受け付けていません。

第2部

奨学金の手続き

1 申込みから返還完了までの流れ

申込者

申込み

国内の学校から必要書類を受け取り、募集している奨学金の種類・提出期限等を確認してください。
必要書類を国内の学校に提出してください。

採用候補者

採用候補者決定

採用候補者となった人には、国内の学校を通じて「採用候補者決定通知」「進学届」等を交付してください。

○ 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込み

※ 採用候補者決定通知にて「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込必要」と通知された人のみ
(進学先の海外の大学院からの入学許可・合格通知)

奨学生

(奨学金貸与中)

進学

○ 「進学届」の提出

「進学届」を機構へ提出してください。

採用

「進学届」の提出時期に応じて、**奨学金の振込みが始まります。**

奨学生となった人には、採用月(初回振込みのあった月)の下旬を目途に、国内連絡者を通じて「奨学生証」「返還誓約書」等を交付します。

○ 「返還誓約書」、「マイナンバー」の提出

指定の期日までに「返還誓約書」及び「マイナンバー」をそれぞれ機構の指定先へ提出してください。

※ 「返還誓約書」の提出がない場合は、既に振り込まれた奨学金の全額を一括で返金する必要があります。

※ 「返還誓約書」には連帯保証人・保証人の自署・押印及び所定の証明書等の添付が必要です。
「マイナンバー」は所得連動返還方式選択者のみ提出が必要です。

(毎月の奨学金の振込み)

○ 「奨学金継続願」の提出(貸与終了となる年度を除き毎年冬)

貸与終了

貸与終了時には国内連絡者を通じて「貸与奨学金返還確認票」を交付します。

○ 返還用振替口座への加入手続き

返還者

(返還中)

返還開始

貸与終了の翌月から数えて7か月目から**返還が始まります。**

(毎月の奨学金の返還(口座から引落し))

返還完了

返還が完了したときは「返還完了証」を送付します。

2 入学時特別増額貸与奨学金を受けるための手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果利用できなかった世帯の学生に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できる場合があります。

「採用候補者決定通知」にて、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きをしてください。

「採用候補者決定通知」の記載	日本政策金融公庫「国の教育ローン」	本機構「入学時特別増額貸与奨学金」
「国の教育ローンの申込不要」		利用可
「国の教育ローンの申込必要」	申し込んだが、融資が受けられなかった	利用可（※1）
	申し込んで、融資を受けられた	利用不可（※3）
	申込要件を満たさず、申し込めなかった（※2）	

（※1）進学時に、「進学届」とともに次の書類の提出が必要です。

○「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（本機構所定様式。「採用候補者決定通知」とともに該当者へ配付）

○融資できない旨が記載された通知書（日本政策金融公庫発行）のコピー

（※2）日本政策金融公庫の定める申込要件については、下表を参照してください。

（※3）進学時に、「進学届」にて辞退の手続きが必要です。

公庫が定める「国の教育ローン」の要件

1. 借入申込世帯の年間収入（所得）金額が公庫の示す金額以内であること
2. 借入申込金額が450万円を超えていないこと※
3. 用途が教育資金であること
4. 保護者等による申込みであること

※詳しくは日本政策金融公庫のホームページをご覧ください。

3 進学後の手続き

1 必要書類と「進学届」の提出

進学時に、採用候補者決定時に交付する「進学届」等を速やかに（**進学日から3か月以内に**）機構に提出してください。進学日以降の提出のみ受付可能です。



期限内に「進学届」を提出しなければ奨学生として採用されず、採用候補者の権利を失います。

提出書類	提出が必要な人
①「進学届」	採用候補者全員
②「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」（機構所定様式）	「採用候補者決定通知」に、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込 必要 と記載されている人のみ
③ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	

2 奨学金の振込開始・採用

「進学届」を提出後、不備なく審査が完了した場合、1～2か月後に奨学金の振込開始となります。各月の振込日（6ページ）に初回振込分の奨学金が指定の口座に振り込まれますので、ご確認ください。

初回振込後、原則として当該月の下旬を目途に、奨学生としての採用決定に係る書類を国内連絡者宛てに送付します。

3 「返還誓約書」の提出

採用後は機構が定める期限内に次の書類を添付した「返還誓約書」（借用証書）を指定の提出先へ提出します。

「返還誓約書」の添付書類（2024年2月現在）
① 奨学生本人の住民票（有効期限6か月）
② 「保証依頼書（兼保証委託契約書）」
③ 連帯保証人の収入に関する証明書類
④ 連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書
⑤ 保証人の選任に係る事情書 ※保証人が「採用時に65歳未満の人」でない場合のみ必要
⑥ 「返還保証書」・資産等に関する証明書類 ※連帯保証人又は保証人が「4親等以内の親族」でない場合のみ必要



- ・期限までに提出のない場合は、採用時に遡って奨学生の身分を失います（振込済みの奨学金は速やかに全額を返金する必要があります）。
- ・提出時期になって保証人等から断られることのないよう、奨学金の貸与を申し込む前から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

4 マイナンバーの提出

返還方式として「所得連動返還方式」を選択した人は、必要書類を調べて、機構の指定先に奨学生本人のマイナンバーを提出することが必要です（提出先は国内在籍学校ではなく、機構の指定する提出先です）。提出書類、提出先、提出方法、期限等については採用時に配付される「マイナンバー提出書」のセット（白色の封筒）に同封されている説明資料「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を必ず確認してください。

提出書類

① 「マイナンバー提出書」

奨学生本人の自署が必要です。

② 「番号確認書類」と「身元確認書類」

説明資料「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認のうえ、用意してください。

	マイナンバーカードを持っている方	マイナンバーカードを持っていない方
「番号確認書類」	マイナンバーカードの うら面のコピー	「個人番号記載の住民票の写し」のコピーまたは原本等 ※発行日が6か月以内で、発行印があるもの
「身元確認書類」	マイナンバーカードの おもて面のコピー	パスポート、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳、療育手帳、小型船舶操縦免許証、氏名と生年月日の記載がある顔写真付き学生証等のコピー ※「身元確認書類」は、書類により2点提出が必要な場合がありますので、説明資料「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を必ず確認してください。

安全管理について

留学に当たっては、外務省の「海外安全ホームページ」を活用し、留学先国・地域の安全情報を収集してください。

留学先国・地域全土において、外務省の「海外安全ホームページ」の「危険情報」または「感染症危険情報」がレベル3以上の場合には、奨学生としての採用は認められません。

なお、オンライン授業をレベル3以上ではない国・地域で受講する場合は、所定の書式及び証明書を提出することにより、採用を認めることがあります。

留学中は、留学先大学が定める安全管理の方針に従うとともに、留学先国・地域又は留学先大学が指定する保険や海外旅行保険へ加入する、留学先国・地域の安全等に関する情報収集を行う等、各自で安全管理及び健康管理に努めてください。

また、旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する者は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられていますので、必ず提出してください。

外務省「海外安全ホームページ」<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省「在留届電子届出システム『ORRnet』」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

外務省海外旅行登録「たびレジ」<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

1 異動手続き（休学、退学、転校など）

【休学・退学・転校する場合の手続き】

在学中に、休学、退学、転校など学籍上の身分に異動（変更）がある場合は、必ず奨学金の振込を止める手続きが必要です。

手続きが遅れ、休学後や退学後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりませんので、十分に注意してください。

休学、退学、転校など、学籍上の身分の異動（変更）が判明



異動する月（退学・休学・転校する月）の前月 10 日までに異動願（機構所定様式）を提出



上記提出期限を過ぎる場合は、直ちに機構へ連絡

※最終在籍月の翌月からの振込を止める必要があります。

※連絡が遅れ、休学後や退学後に奨学金が振り込まれた場合は、振込超過分を一括返金しなければなりません。

【国内連絡者の住所変更があった場合の手続き】

あなたが海外の大学院に進学した後の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通じて行います。確実に連絡が取れるよう、国内連絡者の住所に変更があった場合は、必ず機構へ届け出てください。

2 奨学金継続願

毎年 1 回、次年度も引き続き奨学金の貸与を希望することを願い出る「奨学金継続願」を提出する必要があります。「奨学金継続願」は 11 月下旬を目途に、国内連絡者へ送付します。



機構が定める期限内に提出しなかった場合は、年度内で奨学金の貸与が終了します。

3 適格認定

「奨学金継続願」の提出後、機構により、奨学生としての適格性が保たれていることが確認された場合は、次年度も引き続き奨学金の貸与を受けることが可能です。



学業成績不振等の場合は、奨学金の貸与が停止されたり、廃止（打ち切り）となったりすることがあります。奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

4 奨学金貸与中～返還中の手続き

4 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。

事由	説明
満期	貸与終期までの貸与が完了したとき。
辞退	海外留学支援制度の受給終了が当初の予定より早まったとき。／奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき。 (奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)
退学	在学する大学院を退学したとき。
廃止	成績不振等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
死亡	奨学生本人が死亡したとき。

5 貸与終了時の手続き

奨学金の貸与終了時には、これまでに貸与を受けた奨学金の額や返還の条件等を記載した「貸与奨学金返還確認票」を交付しますので、内容を確認してください。同時に、返還用振替口座を指定する手続きをしてください。

6 奨学金返還中の手続き

返還が困難となった場合や改氏名・住所変更があった場合は、必ず機構に連絡して必要な手続きを行ってください。返還が完了したときは、「返還完了証」をお送りします。

7 奨学金に関する事項の選択・変更時期

奨学金申込み時に選択した事項（「採用候補者決定通知」に記載）は、「進学届」提出時に再度選択し直すことができます。「進学届」提出時の選択により内容が確定し、その後の変更には所定の制約や手続きが発生します。

事項	時期	申込時	採用候補者決定後	進学届提出時	返還誓約書提出時	貸与中(※1)	貸与終了時	返還中
① 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与月額（3ページ）		選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可		
② 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額（3ページ）		選択	変更不可	変更可(※2)				
③ 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の辞退			可	可	可	可		
④ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退			不可	可(※2)				
⑤ 入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法（9ページ）		選択	変更不可	変更可(※2)				
⑥ 進学先学校		届出	変更可	変更可		(※4)		
⑦ 連帯保証人・保証人（7～8ページ）		届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑧ 本人以外の連絡先（7ページ、28ページ）		届出	変更不可	変更可	変更可	変更可	変更不可	変更可
⑨ 奨学金振込口座（6ページ）		届出	変更不可	変更可	変更不可	変更可		
⑩ 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の返還方式（10～11ページ）	定額返還方式→所得連動返還方式	選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可	変更不可	変更可
	所得連動返還方式→定額返還方式	選択	変更不可	変更可	変更不可	変更可	変更不可	変更不可
⑪ 定額返還方式の割賦方法（11ページ）					選択(※3)	変更不可	変更不可	変更不可
⑫ 返還金振替口座（6ページ）							届出	変更可

(※1) この表において、貸与中とは「返還誓約書」提出後に限ります。

(※2) 「進学届」提出後は、1回の振込みで貸与終了となる入学時特別増額貸与奨学金に関する変更はできません。

(※3) 「返還誓約書」提出時に選択した「割賦方法」は、その後は原則変更できません。

(※4) 進学先を変更する場合は、事前に海外留学支援制度（大学院学位取得型）担当部署の承認を受ける必要があります。

資料 1 奨学金の返還例

24 か月又は 36 か月以外の貸与月数や「月賦・半年賦併用返還」を希望する場合等、以下の表にない条件でも、機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」画面で試算ができます。

<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

【第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）】

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額返還方式			所得連動返還方式
				返還期間	返還回数	月賦返還額	返還金額と回数
修士課程	50,000 円	24 か月	1,200,000 円	12 年	144 回	8,333 円	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額 = (課税対象所得 × 9%) ÷ 12
	88,000 円	24 か月	2,112,000 円	14 年	168 回	12,571 円	
博士課程	80,000 円	36 か月	2,880,000 円	16 年	192 回	15,000 円	
	122,000 円	36 か月	4,392,000 円	20 年	240 回	18,300 円	

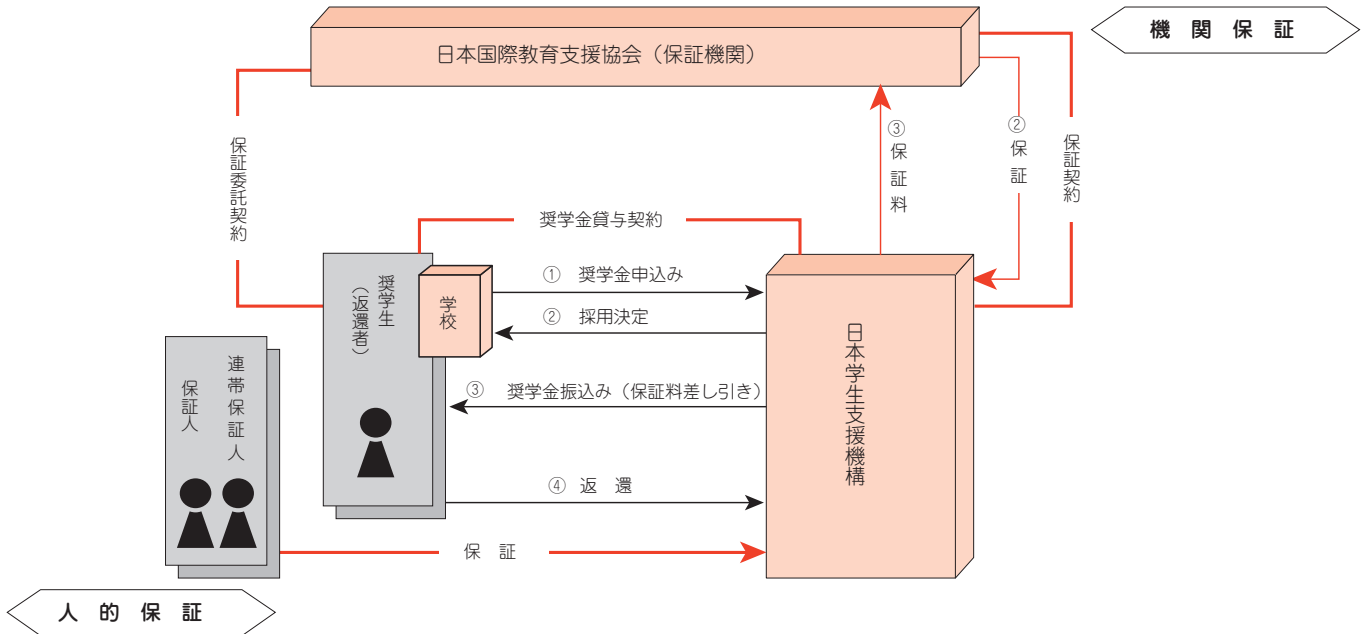
(注 1) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(注 2) 所得連動返還方式の場合、前年度の課税対象所得の 9% が年間の返還額とされているため、返還月額は、その年間の返還額を 12 で割った金額となります（最低返還月額は 2,000 円）。

資料 2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の保証制度の仕組み

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受けるには、機関保証と人的保証（連帯保証人と保証人を選任）の両方の保証が必要です。

【第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の保証制度概要】



① 奨学金申込み

あなたが機構に奨学金を申し込みます。同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「保証機関（協会）」という）に対し保証委託を申し込みます。

② 保証機関による保証、採用決定

保証機関（協会）が債務の保証をし、機構が奨学生として採用を決定します。なお、採用時に「返還誓約書」及び「保証依頼書（兼保証委託契約書）」の提出が必要です。

③ 保証料差し引き、奨学金振込み

機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料月額を差し引き、あなたの口座に振り込みます。奨学金から差し引いた保証料は、機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。保証機関（協会）は、第1回目の保証料を受領したときから保証を開始します。保証の範囲は、元金・利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）・延滞金で、保証期間は貸与の始期から返還完了までです。

④ 返還

貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。機構に対し約束どおりの返還をしていただきます（保証料を含む返還総額を返還していただきます）。

⑤ 返還を延滞した場合

返還を延滞した場合については、13ページを参照してください。万一、奨学金の返還を長期間延滞したときは、保証機関があなたに代わって機構に返還（代位弁済）しますが、あなたの返還義務がなくなるわけではありません。保証機関があなたに一括返還を求めることとなります。



次のいずれかに該当する場合は、支払われた保証料の一部を保証機関（協会）からお返しすることがあります。

- ・奨学金を繰上返還し、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- ・奨学金返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金の振込口座又は返還用振替口座（リレー口座）です。ただし、死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方の届けた口座になります。

公益財団法人日本国際教育支援協会ホームページもご覧ください。

<https://kikanhosho.jees.or.jp/>

資料 3 保証料 (目安)

- ・本保証料月額、2023年度に採用された奨学生の保証料月額に基づく目安を例として抜粋したものです。
- ・最新の情報及び以下の記載例以外の場合については、右の二次元コードから日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



【第一種奨学金 (海外大学院学位取得型対象)】

区分	貸与期間 (月)	貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返済回数 (月)	保証料月額 (円)
修士課程	24	50,000	1,200,000	144	1,517
		88,000	2,112,000	168	3,054
博士課程	36	80,000	2,880,000	192	3,065
		122,000	4,392,000	240	5,629

【入学時特別増額貸与奨学金】

区分	貸与期間 (月)	貸与月額 (円)	貸与総額 (円)	返済回数 (月)	保証料月額 (円)
入学時特別 増額貸与 奨学金 (第二種奨学金、 有利子)	1	100,000	100,000	36	1,025
		200,000	200,000	72	3,938
		300,000	300,000	84	6,819
		400,000	400,000	120	12,612
		500,000	500,000	120	15,765

(特記事項)

- ①保証料は、貸与月額、貸与月数、貸与利率、返還期間等により異なります。
- ②あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に支払います。
- ④入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

資料4 やっかん 保証委託約款

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等(以下「返還誓約書等」という。)により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利子及び延滞金の債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。

前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第二種奨学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができるとし、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日(貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び費用に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。

(注) 本約款は2024年1月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

第3部

申込手続きと提出書類

1 選択・選任事項

事項	選択肢等
① 貸与月額	希望する月額を選択します。
② 入学時特別増額貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金の希望の有無、金額を選択します。
③ 入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法	入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法について、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のいずれか1つを選択します。
④ 返還方式	第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の返還方式について「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」のいずれか1つを選択します。
⑤ 奨学金振込口座	あなた名義の奨学金振込口座を指定します。
⑥ 連帯保証人	原則として、父又は母を選任します。
⑦ 保証人	原則として、父母以外の4親等以内の親族で、65歳未満の人を選任します。また、本人及び連帯保証人と別生計である必要があります。
⑧ 本人以外の連絡先(国内連絡者)	原則として、連帯保証人と同一である必要があります。

2 申込手続きの流れ

予約採用の申込手続きの流れは次のとおりです。

① 申込関係書類の受け取り・提出期限の確認

学校又は機構から申込関係書類を受け取り、書類の提出期限等を確認します。

② 提出書類の作成・取得

申込みに必要な書類を作成・取得します。

		書類
申込者 全員 (提出 必須)	1	【様式A】提出書類一覧表
	2	【様式B】確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
	3	【様式C】申込みに係る重要事項確認
	4	【様式D】奨学金振込口座届
	5	【様式E】申込書
	6	収入に関する証明書類
	7	【様式F】収入計算書
外国籍の人	8	在留資格に関する証明書類

③ 書類の提出

④ 申込手続き完了

3 必要書類

予約採用の申込みにおいて必要となる書類は次のとおりです。様式は本冊子の中央に「様式集」として挟み込まれていますので、ハサミで切り離す、取り出すなどして使用してください。

1. 【様式 A】「提出書類一覧表」

予約採用の申込みの際に提出する書類の一覧表です。必要書類を調べたら最後に作成（記入）します。（36 ページ）

2. 【様式 B】「確認書」

予約採用の申込みにあたって必要事項を確認し、機構の諸規程に従うこと等を確認する書類です。申込者は全員提出が必要です。（28 ページ）

3. 【様式 C】「申込みに係る重要事項確認」

予約採用の申込みにあたって奨学金制度に関する重要事項が理解できているかを確認する書類です。すべての事項を理解し「はい（理解している）」にチェックが入っている必要があります。申込者は全員提出が必要です。

4. 【様式 D】「奨学金振込口座届」

奨学金の振込先となる日本国内の本人名義の口座を届け出ます。申込者は全員提出が必要です。（6 ページ）

5. 収入に関する証明書類

申込者本人（及び配偶者）の前年・本年の収入状況に応じた、収入等に関する証明書類です。申込者は全員提出が必要です。（29～34 ページ）

6. 【様式 F】「収入計算書」

取得した収入に関する証明書類の記載内容に基づき、「収入計算書」を記入します。申込者は全員提出が必要です。（29～34 ページ）

7. 在留資格に関する証明書類

外国籍の人（日本国籍でない人）は、海外留学支援制度（大学院学位取得型）に準じ、在留資格が「法定特別永住者」「永住者」に該当する場合は、在留資格が確認できる書類の提出が必要です。「住民票の写し」又は「在留カード」（もしくは、「特別永住者証明書」）のコピー等が必要です。



・上記以外の在留資格の人は、申込みできません。

8. 【様式 E】「申込書」

奨学金の貸与内容や連帯保証人・保証人の情報、本人（及び配偶者）の収入に関する情報等、申込みに必要な情報を届け出る書類です。申込者は全員提出が必要です。（35 ページ）

4【様式 B】「確認書」の作成・記入例

1 確認書とは

「確認書兼個人情報取扱いに関する同意書」（以下、「確認書」という）とは、奨学金を申し込むにあたり、奨学金の制度・手続き等に関する機構の定めに従うことについて確認、同意したことを確約する、重要な書類です。

確認書の裏面に記載の「個人情報同意条項」の内容は、本冊子15ページにも記載していますので、よく読んで理解したうえで記入してください。

特に、**貸与奨学金は、返還する必要がある**ことを改めて認識したうえで記入してください。

2 作成上の注意点

次の注意点をよく読んで、記入例を参考に作成してください。

- ① 「確認書」をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ② 黒又は青の、**消せないボールペン** で記入してください。
- ③ **申込者本人が自分で記入・署名**してください。
- ④ **住所は省略せずに**記入してください。
- ⑤ 署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**行ってください。
- ⑥ 記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で消し、近くの余白に正しく書き直してください。

3 提出前の注意点

学校へ提出する前に、必ず「確認書」（両面）のコピーを取り、「本人控」として、返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

記入例

確認書

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）確認書兼個人情報取扱いに関する同意書
（入学時特別増額貸与奨学金を含む）

住所は、国内の住民票住所を記入してください。既に海外に在住している場合は、住民票（除票）の住所を記入してください（海外住所は記入しないでください）。

◆本人署名欄◆

本人	留学先学校名		海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号	
	日本語表記	エービーシー大学		24SD00000000
	英語表記	A B C University		
	国・地域名	アメリカ		〒 162 - 0845 東京都新宿区市谷本村町10-7
	氏名	フリガナ	ショウガク マナブ	
		漢字	奨学まなぶ	
	生年月日	(西暦)	2001年 4月 25日	性別 (任意)
在学(出身)学校名		電話番号 (自宅・携帯)		03 (0000) 0000
日本学生支援大学		外国籍の方は在留資格		

日本国籍の人は記入不要です。

国内連絡者

国内連絡者は、原則、**連帯保証人となる予定の人（原則として、父又は母）**を記入してください。ただし、連帯保証人となる予定の人が国内に在住していない場合は、確実に連絡の取れる別の人（保証人等）を記入してください。

貸与中の奨学金の手続きは、すべて国内連絡者を通して行います。

5 収入に関する証明書類及び【様式F】「収入計算書」の作成

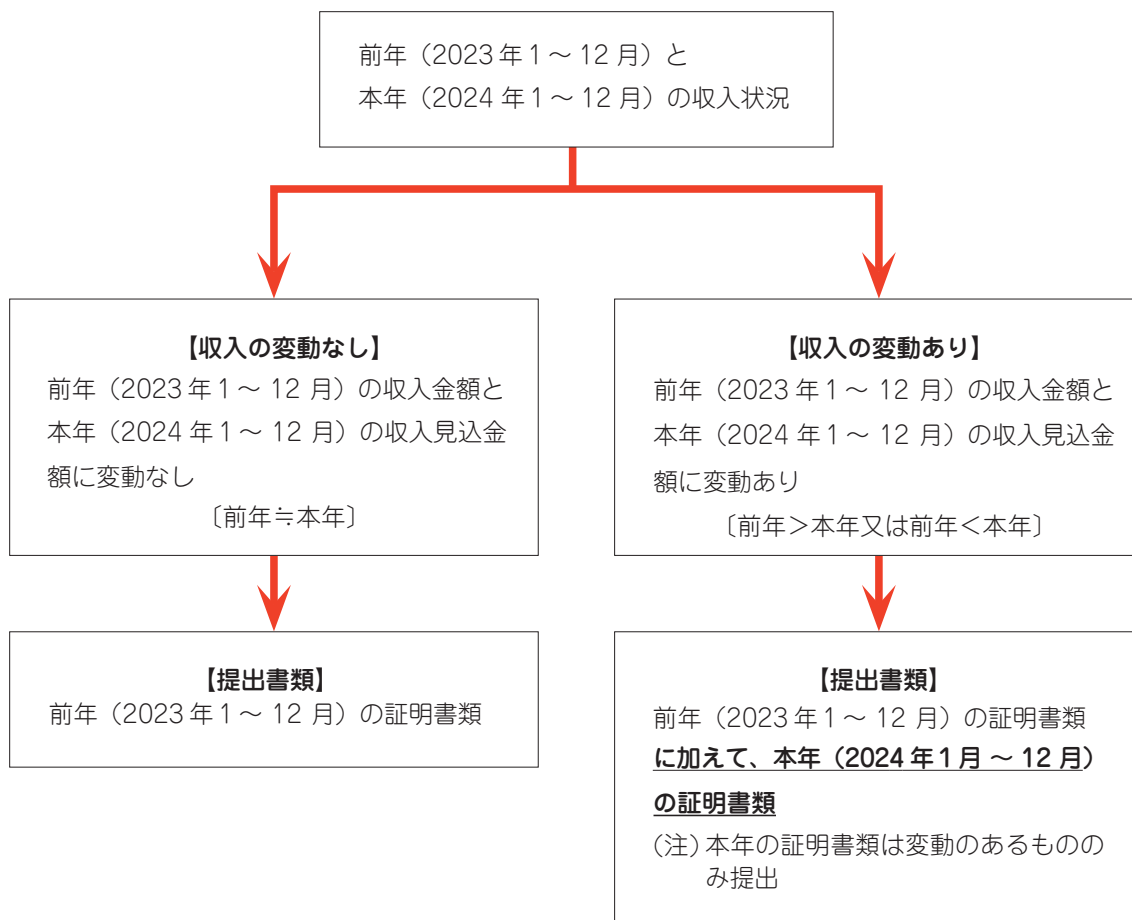
1 提出が必要な証明書類

収入の変動の有無により、提出が必要な証明書類が異なります。以下のフローチャートを確認し、必要な証明書類をそろえてください。



- ・基本的に前年の収入金額で審査します。本年見込の収入金額が、前年収入金額に対して変動する場合に限り、前年の収入に加えて、本年見込の収入金額も申告してください。
- ・定職収入がある配偶者がいる人は、本人及び配偶者の証明書類が必要です。
- ・提出された証明書は返却できません。お手元に原本の保管が必要な証明書類については、必ずコピーを提出してください。ただし原本提出が必須となっている証明書類については、原本を提出してください。
- ・収入に関する証明書類はマイナンバーの記載がないものを取得したうえで提出してください。

【収入に関する証明書類フローチャート】



2 証明書類の種別と「収入計算書」への収入（見込）額の記入の仕方

上記1の「収入に関する証明書類フローチャート」に応じて、必要な証明書類を揃え、【様式F】「収入計算書」に記入してください。



- ① 収入に関する金額は、1万円未満を切り捨てて記入します。
- ② 収入金額を推算する必要がある場合（又は日本円に換算する必要がある場合）は、【様式F】「収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
- ③ 生活費や授業料等の支出金額に対し、収入金額が合理的な金額であるよう申告してください（収入の合計金額を「0万円」とする等、学費や生活費に不十分な金額とはしないでください）。
- ④ 収入に関する証明書類は、【様式F】「収入計算書」裏面に貼付して提出してください。

5 収入に関する証明書類及び【様式F】「収入計算書」の作成

	対象者		該当する 主な収入	該当年		提出書類	「収入計算書」に記入する収入額・収入見込額
	本人	配偶者		前年	本年		
定職	○	○	勤務条件が常勤である場合の収入(注1)	○	—	給与所得者：「源泉徴収票」のコピー 給与所得者以外：「確定申告書(控)」又は「市県民税申告書(控)」のコピー ※確定申告をe-taxなどの電子申告により行った場合は、受付日時等が印字された「確定申告書」又は「申告内容確認票」の第一表及び第二表を添付してください。 ※確定申告書(控)に受付印がない場合は市区町村役場発行の所得証明書、課税証明書又は税務署発行の納税証明書(その2)のいずれか一つの添付が必要。この場合、確定申告書(控)と添付の証明書の対象年度が異なっても差し支えありません。	給与所得者： 「源泉徴収票」の「支払金額」(注2) 給与所得者以外： 「確定申告書(控)」又は「市県民税申告書(控)」の「所得金額」
	○	○		—	○(注4)	給与所得者： ・「年収見込証明書」(コピー不可) ・給与明細書のコピー(原則として直近3か月分以上を提出) 給与所得者以外：帳簿等のコピー	給与所得者： ・「年収見込証明書」の年収見込金額(注2) ・給与明細書の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額(注2) 給与所得者以外： 帳簿等から所得年額を推算した金額 ※収入金額を推算する必要がある場合は、【様式F】「収入計算書」裏面に計算式を記入。
アルバイト	○	—	定職以外の収入(注3)	○	—	「源泉徴収票」、給与支払証明書等のコピー	「源泉徴収票」、給与支払証明書の支払金額
	○	—		—	○(注5)	・「年収見込証明書」(コピー不可) ・給与明細書のコピー(原則として直近3か月分以上を提出)	・「年収見込証明書」の年収見込金額 ・給与明細書の控除前の総支給額から非課税通勤費を差し引いた金額 ※収入金額を推算する必要がある場合は、【様式F】「収入計算書」裏面に計算式を記入。

5 収入に関する証明書類及び【様式F】「収入計算書」の作成

	対象者		該当する 主な収入	該当年		提出書類	「収入計算書」に記入する収入額・収入見込額
	本人	配偶者		前年	本年		
父母等からの給付額	○	—	本人の日常生活において、父母等の家計から支出されたもの (注6) ※授業料・通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上してください。	○	○	給付額の証明 ※【様式F】「収入計算書」裏面の「★父母等からの給付額について」欄に父母等が記入。	自宅通学者 食費・住居費など金銭・物品を問わず、本人の日常生活において、一般的に家計から支出されるものを金額に算定し、更に、授業料・通学費・小遣い等、本人に支給又は本人に代わって家計から支出した金額も算定して合計した金額 ※日常生活費（食費・住居費・光熱費等）については、世帯全体の年間経費を家族数で割ったものを本人への年間給付額とみなしてください。
				自宅外通学者 金銭・物品を問わず、本人が父母等により給付を受けた金額、及び父母等が本人に代わって負担した金額の合計額 ※父母等からの仕送りによる、授業料・住居費・光熱費の支出等を指します。			
奨学金	○	—	給付・貸与奨学金 ※現在申請中のもの及び海外留学支援制度は除く(注7)	○	—	・奨学生採用決定通知のコピー ・奨学金受給額を証明する書類のコピー ・貸与奨学金返還確認票(機構奨学金の場合)のコピー	奨学金の給付・貸与額 奨学金の給付・貸与額及び給付・貸与見込額 ※見込額を計算する必要がある場合は、【様式F】「収入計算書」裏面に計算式を記入。
その他の収入	○	—	上記いずれにも当てはまらない収入及び預貯金の取崩し額等(注8)	○	○	・雇用保険受給資格者証のコピー ・各種手当での通知書のコピー ・生活費の出し入れに使用している 預貯金通帳 (口座名義と直近3か月程度の記帳部分)のコピー	・失業給付・児童扶養手当等の受給額 ・預貯金取り崩しの合計額 ※預貯金を取り崩して生活をしている場合は、取り崩した預貯金額を記入。 ※金額を推算する必要がある場合は、【様式F】「収入計算書」裏面に計算式を記入。

5 収入に関する証明書類及び【様式 F】「収入計算書」の作成

(注 1) 勤務先が複数ある場合

勤務先が複数あり、【様式 F】「収入計算書」の所定の欄数で足りない場合は、合計額を記入してください。

(注 2) 配偶者の給与所得

定職収入のある配偶者の給与所得については、年間収入金額（税込）から給与所得控除額（5ページ参照）差引後の金額を記入してください。

(注 3) アルバイト先が複数ある場合

アルバイト先が複数あり、【様式 F】「収入計算書」の所定の欄数で足りない場合は、アルバイトの「勤務先 3」に残りの合計額を記入してください。

(注 4) 定職の本年見込収入金額を計上する場合

- ① 2024年 1 月以降申込み月までに得た収入金額、及び申込み月以降2024年 12 月までに得られる予定の収入見込金額の合計を【様式 F】「収入計算書」〔本年見込用〕の「定職 収入額」欄に記入します。
- ② 収入年額の推算については、【様式 F】「収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
計算式例：8 月申込みにあたり、給与明細書のコピー（1～7 月分）を提出。8～12 月分は証明書なし。
⇒（1～7 月分の収入金額合計）÷ 7 × 5（8～12 月分）…8～12 月の収入見込金額
⇒（1～7 月分の収入金額合計）+（8～12 月の収入見込金額合計）…推算年額
- ③ 「年収見込証明書」又は「給与明細書」が日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算式を【様式 F】「収入計算書」裏面に記入してください。

(注 5) アルバイトの本年見込収入金額を計上する場合

- ① 2024年 1 月以降申込み月までに得た収入金額、及び申込み月以降2024年 12 月までに得られる予定の収入見込金額の合計を【様式 F】「収入計算書」〔本年見込用〕の「アルバイト 収入額」欄に記入します。
- ② 収入年額の推算については、【様式 F】「収入計算書」裏面に計算式を記入してください。
計算式例：8 月申込みにあたり、給与明細書のコピー（1～7 月分）を提出。8～12 月分は証明書なし。
⇒（1～7 月分の収入金額合計）÷ 7 × 5（8～12 月分）…8～12 月の収入見込金額
⇒（1～7 月分の収入金額合計）+（8～12 月の収入見込金額合計）…推算年額
- ③ 「年収見込証明書」又は「給与明細書」が日本語以外の言語、日本円以外の通貨単位で作成されている場合は、簡単な日本語訳と、申込時点の為替レートによる円換算式を【様式 F】「収入計算書」裏面に記入してください。

5 収入に関する証明書類及び【様式 F】「収入計算書」の作成

(注 6) 父母等からの給付額を計上する場合

「父母等からの給付額」については、証明書の提出に代えて、【様式 F】「収入計算書」裏面の「★父母等からの給付額について」欄に給付者(父母等)の記入により申告します。【様式 F】「収入計算書」表面に記入した「父母等からの給付額」と合致するよう記入してください。

(注 7) 申込み中等の奨学金がある場合

申込み中等で奨学金の給付・貸与の実績がない(証明書類がない場合)は、本年見込収入額として計上できません。海外留学支援制度(大学院学位取得型)の給付額は、収入額には含みません。

(注 8) 預貯金を取り崩して生活をしている場合

- ① 【様式 F】「収入計算書」の「その他の収入」欄に、取り崩した預貯金額を記入してください。
- ② 定職、アルバイト、父母等からの給付額、奨学金のいずれの収入もなく、預貯金の取り崩しのみで生活している場合は、生活費の出し入れに使用している預貯金通帳(口座名義と直近3か月程度の記帳部分)のコピーをご提出ください。

記入例

【様式F】収入計算書〔前年（2023年1月～12月）用〕表面

前年（1月～12月）の収入額	
収入項目	収入額（A）
定職（※1） 勤務先（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	万円
定職2（配偶者） [該当者のみ]（※2）	万円
アルバイト（※1） 勤務先1（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	115 万円
勤務先2（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	38 万円
勤務先3（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	万円
父母等からの給付額（※3）	90 万円
奨学金 （海外留学支援制度（大学院学位取得型）は除く）	60 万円
その他の収入 （利子・配当・不動産・年金等の 公的手当・預貯金の取崩等）	万円
収入額合計	303 万円

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	氏名 (電話番号) (フリガナ) (役職名)
種別	支払金額 給与・賞与 1,158,730
	給与所得控除後の金額
	所得控除の額の合計額
	源泉徴収金額

事業所（勤務先、アルバイト先）ごとに「源泉徴収票」の「支払金額（税の控除前の金額）」を記入

- ・ 証明書の提出に代えて、「収入計算書」裏面に父母等（給付者）が給付額を記入
- ・ 授業料・通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上

奨学金の受給額が記載された採用決定通知等のコピーを証明書として提出

Bを選択した（前年の収入金額に対して変動がある）場合のみ【本年見込用】に記入

【収入の状況】（全員記入必須。A・Bの該当する方に、「○」を付けてください。）

<input type="radio"/> A	本年見込の収入については、前年の収入金額に対して、変動はありません。	→	・ 右ページ【本年見込用】の記入不要。 ・ 本年見込収入額に係る証明書類も提出不要。
<input checked="" type="radio"/> B	本年見込の収入については、前年の収入金額に対して、変動しますので、次のとおり報告します。	→	・ 右ページ【本年見込用】の各項目を全て記入（前年と変動のない項目も、前年と同じ金額を記入）。 ・ 本年見込収入額に係る証明書類は、前年と変動のあるもののみ提出。

【様式F】収入計算書〔本年見込（2024年1月～12月）用〕表面

本年（1月～12月）の収入見込額	
収入項目	収入額（B）
定職（※1） 勤務先（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	万円
定職2（配偶者） [該当者のみ]（※2）	万円
アルバイト（※1） 勤務先1（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	76 万円
勤務先2（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	0 万円
勤務先3（ ）（年額） 期間： 年 月～ 年 月	万円
父母等からの給付額（※3）	280 万円
奨学金 （現在申込中のもの及び海外留学支援制度（大学院学位取得型）は除く）	0 万円
その他の収入 （利子・配当・不動産・年金等の 公的手当・預貯金の取崩等）	万円
収入見込額合計	356 万円

部署	所属コード	氏名	2023年 6月分給与明細書 株式会社 日本学生支援商事		
総務課	12345-S	奨学まなぶ			
支給	基本給	残業手当	交通費（非）	総支給額	
	95,500			95,500	
控除	雇用保険	所得税	住民税	課税対象	控除合計
		900	854		1,754
				差引支給額	93,746

計算式

※収入年額の推算や、日本円への換算が必要な場合は本欄に「計算式」を記入し、算出した金額を表面に記入してください。

アルバイト 1

●2024年1～6月分実績（給与明細あり）
95,000+96,000+95,500+94,000+94,000
+95,500=570,000円…①

●2024年7～8月分見込（8月で退職予定）
570,000÷6=95,000円/月平均
95,000×2=190,000円…②

●年額（見込）
①570,000+②190,000=760,000円

- ・ 給与明細は、原則として、直近3か月以上分を提出。
- ・ 給与明細の「総支給額（控除前の金額）」で計算（差引支給額は使用しない）。
- ・ 年額推算の計算式を「収入計算書」裏面に記入。

6 【様式 E】「申込書(収入状況)」の記入方法

収入計算書 [前年(1月～12月)用]

前年(1月～12月)の収入額		収入額(A)
定職 (※1)	勤務先() (年額) 期間: 年月～年月	万円
	定職2(配偶者) [該当者のみ](※2)	万円
アルバイト (※1)	勤務先1() (年額) 期間: 年月～年月	115 万円
	勤務先2() (年額) 期間: 年月～年月	38 万円
	勤務先3() (年額) 期間: 年月～年月	万円
	父母等からの給付額(※3)	90 万円
奨学金 (海外留学支援制度(大学院学位取得型)は除く)		60 万円
その他の収入 (利子・配当・不動産・年金等の 公的手当・預貯金の取崩等)		万円
収入額合計		303 万円

[本年見込(1月～12月)用]

本年(1月～12月)の収入見込額		収入見込額(B)
定職 (※1)	勤務先() (年額) 期間: 年月～年月	万円
	定職2(配偶者) [該当者のみ](※2)	万円
アルバイト (※1)	勤務先1() (年額) 期間: 年月～年月	76 万円
	勤務先2() (年額) 期間: 年月～年月	0 万円
	勤務先3() (年額) 期間: 年月～年月	万円
	父母等からの給付額(※3)	280 万円
奨学金 (現在申込中のも及び海外留学支援 制度(大学院学位取得型)は除く)		0 万円
その他の収入 (利子・配当・不動産・年金等の 公的手当・預貯金の取崩等)		万円
収入見込額合計		356 万円

授業料・通学費等を父母等が支払っている場合は、父母等からの給付額として計上

これから申し込む第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)は含めない(受給した実績のあるもののみ計上)

※【様式 F】「収入計算書」の記入例は、前ページを参照

収入項目	収入金額(年額・税込)	
	前年	本年(見込)
定職	万円	万円
アルバイト ※【様式F】「収入計算書」:アルバイト収入合計	153 万円	76 万円
父母等からの給付額	90 万円	280 万円
奨学金による収入(現在申込中のも及び海外留学支援制度(大学院学位取得型)は除く)	60 万円	0 万円
その他の収入【内容: 】	万円	万円
★ 配偶者の収入状況(定職収入のみ)		
配偶者氏名	勤務先名	職業
	万円	万円
本人および配偶者の収入金額合計		303 万円 356 万円

配偶者が給与所得の場合は「源泉徴収票」等の「支払金額」から給与所得控除額を差引いた金額を記入。給与所得以外の場合は「確定申告書」の所得金額を記入。

※収入金額は【様式 F】「収入計算書」の収入額と一致するように記入してください。定職収入のある配偶者の給与収入金額については、給与所得控除額(5ページ参照)差引後の金額を記入してください。

7 【様式 A】「提出書類一覧表」の作成（必要書類の提出）

1 必要書類の点検

必要書類がすべてそろったら、【様式 A】「提出書類一覧表」にチェックして、必要書類が調っているか点検してください。



2 書類の提出

書類を国内の学校に提出します。



提出期限、提出方法等については学校の指示に従ってください。

ご案内



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問い合わせは、まず、ホームページをご覧ください。

奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）



企業による奨学金返還支援（代理返還）



申込みに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



ナビダイヤル®

0570-666-301

ナビダイヤル
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

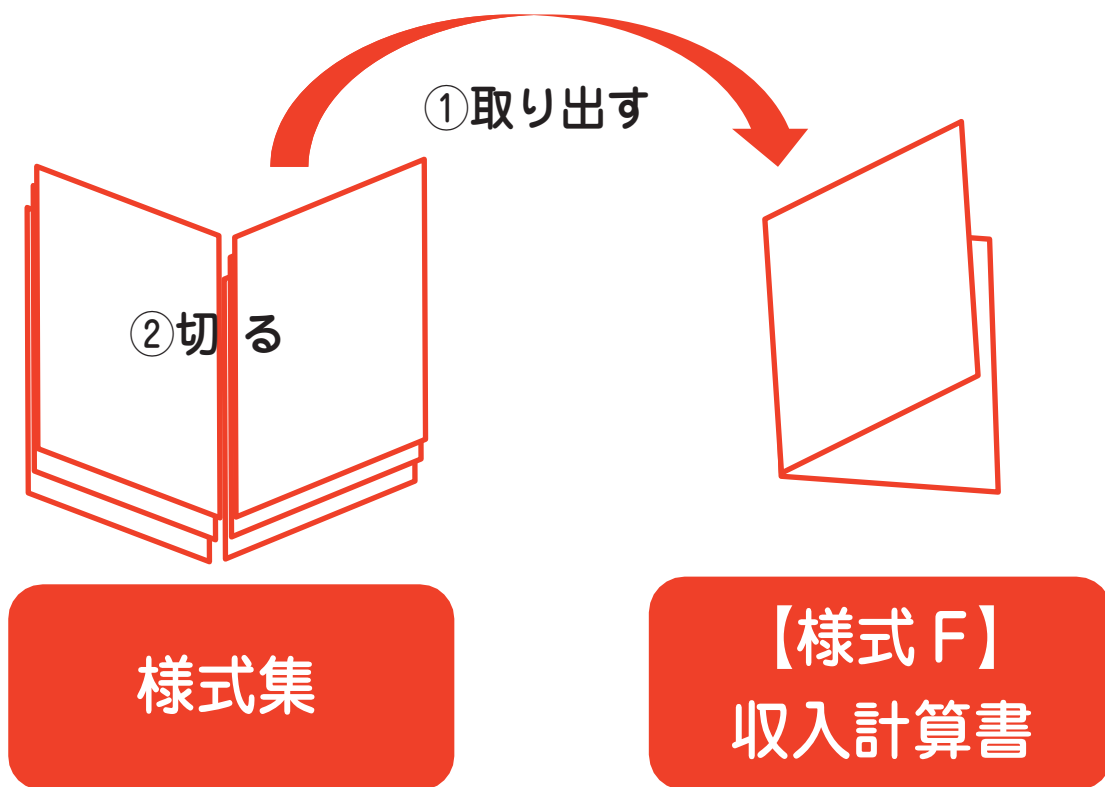
様式集

目次

【様式A】	提出書類一覧表 ……………	《様式集-2》	【様式D】	奨学金振込口座届 ……………	《様式集-6》
【様式B】	確認書 ……………	《様式集-3・4》	【様式E】	申込書 ……………	《様式集-7・8》
【様式C】	申込みに係る重要事項確認 …	《様式集-5》	【様式F】	収入計算書	

注意 【様式F】「収入計算書」は《様式集-4》と《様式集-5》の間に挟み込まれています。

中央に挟み込まれている【様式F】「収入計算書」を取り出したうえで、ハサミで切ってA4サイズで使用してください。



【様式A】 提出書類一覧表

申込者氏名

提出する書類のチェック欄に「✓」を記入してください。 ★は原本必須

	チェック欄 (必須)	書類	奨学金案内(※) 説明ページ
申込者全員 (提出必須)	1	【様式A】 提出書類一覧表	36ページ
	2	★【様式B】 確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書	28ページ
	3	【様式C】 申込みに係る重要事項確認	27ページ
	4	【様式D】 奨学金振込口座届	6ページ
	5	★【様式E】 申込書	35ページ
	6	収入に関する証明書類	29～34ページ
	7	【様式F】 収入計算書	29～34ページ
外国籍の人	8	在留資格に関する証明書類	4、27ページ

【様式B】確認書 貸与奨学金案内28ページ参照

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）確認書兼個人情報取扱いに関する同意書

（入学時特別増額貸与奨学金を含む）記入日（西暦） 年 月 日

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）の第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の貸与を受けるにあたり、奨学金申込書の記入内容及び貸与奨学金案内に記載の内容を確認し、下記の個人情報取扱いに関する各同意条項、機構の諸規定並びに裏面記載事項について同意のうえ、返還することを確約し、本確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を提出します。機構から個人番号の提出を求められた場合には、個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することを同意します。

また、私が保証期間（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払うべき保証料は、機構が奨学金の交付の際にあらかじめ貸与金額から差し引いて支払うこととしてください。

◆本人署名欄◆

本人	入学予定学校名				海外留学支援制度（大学院学位取得型）個人番号			
	日本語表記				住民票（除票）住所	〒	-	
	英語表記							
	国・地域名							
	氏名	フリガナ						
		漢字						
	生年月日	(西暦)	年	月	日	性別	(任意)	男
在学（出身）学校名				電話番号	(自宅・携帯)	()		
				外国籍の方は		在留資格		

◆国内連絡者欄◆

国内連絡者は、原則として、連帯保証人となる予定の人を記入して下さい。

国内に在住する連絡者とは、機構と奨学生との奨学金貸与契約に基づき外国の学校に在学中の諸手続きを奨学生に確実に連絡できる者としてします。

国内連絡者	氏名	フリガナ			現住所	〒	-	電話番号（自宅・携帯）		()	
		漢字									
	生年月日	(西暦)	年	月	日	本人との関係（該当に○）		1 父	2 母	3 兄弟	4 その他（

【個人情報同意条項】 機構は、個人情報情報機関への登録及び利用は、延滞した場合のみ行います。

(個人情報情報機関の利用・登録等)

- 私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人情報情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力又は転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については、返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。また、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人情報情報機関及び同機関と提携する個人情報情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続き、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
機構が加盟する個人情報情報機関を利用した日及び本契約又はその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

- 私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関及びその加盟会員によって相互に提供又は利用されることに同意します。
- 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。
 - ①機構が加盟する個人情報情報機関：全国銀行個人情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
 - ②同機関と提携する個人情報情報機関：(株)日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp> (株)シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp>
- 私は、機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人情報情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人情報情報機関に登録されることに同意します。

左記の個人情報情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

※ 確認書は、提出する前に必ず両面コピーを取り、「本人控」として返還誓約書を提出するまで大切に保管してください。

1. 奨学金の貸与に係る事項

【返還方式】

- (1) 第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式(以下、「定額返還方式」という)か、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という)が収入に連動して算出された割賦金で返還する方式(以下、「所得連動返還方式」という)を選択する必要があります。なお、返還方式を選択しなかった場合及び個人番号を提出しない場合は、定額返還方式を選択したものとします。
(2) 所得連動返還方式を選択した者が、個人番号等機構の指定する書類を提出しない等所定の手続きを怠った場合は、貸与金額に応じた返還回数で割賦金が算出されます。ただし、機関保証を受けられない場合は、所得連動返還方式を利用することができません。
(3) 返還方式の変更を希望する際は機構に願ひ出る必要があります。なお、貸与終了後は定額返還方式から所得連動返還方式への変更のみ可能です。

【保証】

- (4) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、一定の保証料を支払うことで保証機関による連帯保証(機関保証)を受けるとともに、連帯保証人及び保証人の選任し、人的保証を受けることが必要です。保証料の支払いは、機構が交付する毎月の奨学金から所定の保証料を差し引く方法によります。

【返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)】

- (5) 外国の大学又は大学院で奨学金の貸与を受けるためには、「返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」(以下、「返還誓約書」という)に奨学生と連絡が可能な国内に在住する者(国内連絡者)を定めなければなりません。
(6) 奨学生は機構が定める期限までに連帯保証人及び保証人と連署のうえ押印した返還誓約書及び保証依頼書(兼保証委託契約書)を提出しなければなりません。
② 返還誓約書には、奨学生本人の「住民票の写し」(コピー不可、個人番号が記載されていないこと)、連帯保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)及び収入に関する証明書、保証人の印鑑登録証明書(コピー不可)を添付しなければなりません。
③ 機構が定める期限までに返還誓約書を提出しない場合は、採用の時に遡って奨学生としての資格を失います。奨学生としての資格を失った場合にすでに払込まれた奨学金がある場合は、その全額を機構に返納するものとします。
(7) 連帯保証人は、本人が未成年者の場合は親権者又は未成年後見人、本人が成年者の場合は原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者、保証人は、独立の生計を営む者であって、原則として、奨学生の4親等以内(父母を除く)の親族でなければなりません。

【貸与期間の取扱い】

- (8) 過去に貸与を受けた者が新たに貸与を受ける期間は、下記の学校区分において海外留学支援制度の支援を受けて在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して、海外留学支援制度の支援を受けて在学する学校の修業年限(修業年限を定めない学校にあっては、貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間)に達するまでの期間とします。ただし、機構が特に必要と認めるときは、全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り、過去に貸与を受けた期間にかかわらず、海外留学支援制度の受給が終了する月までの期間、貸与を受けることができるものとします。

- ア 大学院修士課程相当
イ 大学院博士課程相当

【申込資格】

- (9) 奨学金の貸与を受けることができる学生等は、日本国籍を持つ者か、外国籍の者のうち次のいずれかに該当する者となります。
ア 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)」第3条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の永住者

【振込】

- (10) 奨学金は、普通銀行(外国銀行を除く)、ゆうちょ銀行、信用金庫、労働金庫又は信用組合のいずれかに開設された本人名義の預貯金口座に振り込まれます(信託銀行、農業協同組合、漁業協同組合及びその他一部銀行では取り扱っていません)。
(11) 奨学金は毎月1月分ずつ交付します。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて交付することがあります。入学時特別増額貸与奨学金は、入学年月を始期として基本月額額の振込先として設けられた奨学生名義の預貯金口座に振り込まれます。

【月額の変更】

- (12) 第一種奨学金においては、貸与月額、機構が定める手続きにより変更することが可能です。

【利率の算定方法】

- (13) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率は、「利率固定方式」又は「利率見直し方式」のうち「奨学金申込書」に記載した方法に従って以下のとおり定められます。
② 「利率固定方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる固定利率の財政融資資金(以下、「財投」という)の利率に基づき機構が定めた利率が返還完了まで適用されます(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に日本学生支援債券(以下、「債券」という)を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します)。
③ 「利率見直し方式」は、貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる5年利率見直しの財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごと(返還の期限を猶予される期間を除く)に各時点の財投の利率に基づき機構が定めた利率が適用されます(貸与終了時に、奨学金の交付に充てた資金の借換えのために財投の借入以外に債券を発行した場合は、財投と債券の利率を加重平均した利率に基づき機構が決定します)。
(14) 入学時特別増額貸与奨学金に係る利率は「利率固定方式」又は「利率見直し方式」により算定した利率に基づき機構が定める利率とします。
(15) 第一種奨学金に併せて入学時特別増額貸与奨学金を受けた者の利率の算定方法は、採用決定後は原則として変更できません。

【貸与中の手続等】

- (16) 奨学生は毎年度「奨学金継続願」を提出し、継続貸与の適格認定を受けなければなりません。
(17) 奨学生は次の場合、速やかに機構に届出をしなければなりません。
ア 休学、復学、転学、編入学又は退学したとき。
イ 連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するとき。
ウ 本人、連帯保証人、保証人又は国内連絡者の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき。
エ 奨学金を辞退するとき。
(18) 連帯保証人又は相続人は、奨学生が死亡したときは、速やかに機構に届出をしなければなりません。
(19) 機構は次の事由に該当するものとして行った適格認定に基づき、奨学金の交付を停止、期間短縮又は廃止します。
ア 休学したとき又は長期にわたって欠席したとき。
イ 傷病などのために修学の見込みがないとき。

- ウ 学業成績が不振又は品行が不良となったとき。
エ 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
オ 停学、その他の処分を受けたとき。
カ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
キ 奨学金の申込時に「奨学金申込書」に記載すべき事項を、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたことにより奨学生となったことが判明したとき。
ク 「奨学金継続願」を提出しなかったとき。
ケ その他、特別の事情により奨学生としての資格を失ったとき。
(20) 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申し出ることができます。
(21) 奨学金の交付を休止又は停止された場合、その事由がなくなり願ひ出たときは奨学金の交付を復活することができます。

2. 奨学金の返還に係る事項

【返還の方法】

- (1) 奨学金の返還は、貸与が終了した月の翌月から起算して6月を経過した後開始されます。選択した返還方式に応じて算出された割賦額を、ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合又はインターネット専業銀行のいずれかの預貯金口座から自動的に引き落とす方法(リレー口座)で返還することになります(一部信託銀行、信用組合、漁業協同組合、インターネット専業銀行及びその他一部銀行のなかには、奨学金返還を取り扱わない金融機関があります)。機構の指定する期限までにスカラネット・パーソナル又は口座振替(リレー口座)加入申込書で加入手続きを行うこととなります。延滞すると、延滞している割賦金(利子を除く)の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年(365日あたり)3%の割合を乗じて計算した額が延滞金として課されます。督促されてもなお延滞している、連帯保証人や保証人に対する返還請求を行います。返還に応じない場合は機構の代位弁済請求に基づき保証機関が機構へ保証債務の履行(代位弁済)を行います。代位弁済後は、機構に代わり保証機関が本人に代位弁済額を請求することになります。また、代位弁済額の返済を延滞した場合は、年10%の遅延損害金が課されます。督促されてもなお延滞している本人に対し法的な手続を行うこともあります。
(2) 返還方式が定額返還方式の奨学生は、返還誓約書において月賦返還又は月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方法を選択することになります。なお、選択した返還方法は原則として変更できません。
(3) 返還方式が定額返還方式の場合は、20年(月賦返還で240回)以内に返還しなければなりません。返還回数は貸与金額によって異なります。割賦額は、第一種奨学金においては、貸与金額に応じた返還回数で算出された金額、第一種奨学金に併せて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金は、貸与金額(元本)に応じた返還回数で、元均利率等計算により算出された金額です。
(4) 返還方式が所得連動返還方式の奨学生の返還方法は月賦返還になります。なお、返還方式を定額返還方式から所得連動返還方式に変更した際に返還方法として月賦返還以外の返還方法を選択していた場合、返還方法は月賦返還に変更されます。
(5) 割賦金(元本・利子)の明細は、返還を開始する前までに返還明細書により通知します。
(6) 返還期日前に、貸与された奨学金の全部又は一部を繰上げて返還することができます。
(7) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行までの法的な手続を行うことがあります。なお、手続きにかかった費用は債務者(本人、連帯保証人又は保証人)の負担となります。
(8) 本人が債務(貸与を受けた総額、入学時特別増額貸与奨学金の旨、延滞金及び督促手続費用)の返還を延滞し、機構から書面により期限の利益を失う旨の通知を受けてもなお延滞を解消しない場合は、債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務全額を返還しなければなりません。
※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。
(9) 口座振替(リレー口座)による返還が適当でないと機構が判断した場合は、機構の指定する方法により返還するものとします。
(10) 返金に要する手数料を除いた返還過剰金が100円未満の場合は、学生支援寄附金として振り替えます。
(11) 本人、連帯保証人及び保証人が、返還期日を過ぎても返還を行わない場合、又は所定の手続きを怠った場合には、機構が委託した債権回収会社等から架電及び督促を行います。またその際に固定電話より優先して携帯電話に架電することを同意します。
(12) 本人、連帯保証人及び保証人は、本確認書兼同意書に基づく奨学金貸与に関する紛争について、機構の本部所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【その他手続等】

- (13) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人、保証人又は国内連絡者を変更するときは、速やかに機構に届け出なければなりません。
(14) 本人、連帯保証人、保証人及び国内連絡者について、住所・氏名・電話番号等に変更があったときは、速やかに機構に届け出なければなりません。また機構が本人から最後に届け出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。
(15) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたときは、願ひ出により減額返還(1回当たりの割賦金を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する方法をいう)を適用することができます。ただし、返還方式で所得連動返還方式を選択した場合は、減額返還を利用することができません。
(16) 本人が災害・傷病・経済困難・失業など返還ができない事情が生じたとき、あるいは国内外の学校に在学する場合には、願ひ出により返還の期限を猶予することがあります。
(17) 本人が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は直ちに死亡した旨を機構に届け出なければなりません。
(18) 本人が死亡したとき、又は精神若しくは身体の障害によってその奨学金を返還することができなくなったときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができます。
(19) 大学院で貸与を受けた第一種奨学金について、在学中に特に優れた業績を挙げたとして機構が認定したときは、貸与期間終了時に、その奨学金の全部又は一部の返還を免除することができます。
(20) 本人が割賦金の返還を延滞したときは、法令の定める業務を遂行するため機構が必要と認める場合に限り、本人の延滞情報を学校、金融機関及び業務委託先に対して提供することができます。

【個人番号の利用】

- (21) 個人番号とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条第5項にいう「個人番号」をさすものとし、機構からの請求に応じて個人番号を提出した場合は、同法および関連法令で定められた範囲で機構が個人番号を利用すること及び地方税情報を利用することに同意したものとします。

- 3. 採用されなかった場合等の確認書兼同意書の取扱いに係る事項
申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合、貸与を受ける前に辞退した場合、この確認書兼同意書は無効となります。なお、その場合確認書兼同意書等は返却いたしません。機構が責任をもって廃棄いたします。
その他上記以外の取扱いについては、関係法令及び機構の「貸与奨学規程」、その他の諸規程の定めによります。

前年と変動しない場合、[本年見込用]の記入は必要ありません。

【様式 F】収入計算書 [本年見込 (2024年 1月～12月) 用] 表面

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み（【様式 E】「申込書」への記入）を行います。

○氏名 _____

○該当年 2024年 1月～12月

[各項目 1万円未満切り捨て]

本年(1月～12月)の収入見込額		
	収入項目	収入額(B)
定職 (※1)	勤務先() 期間: 年 月～ 年 月	(年額) 万円
	定職2(配偶者) [該当者のみ] (※2)	(年額) 万円
アルバイト (※1)	勤務先1() 期間: 年 月～ 年 月	(年額) 万円
	勤務先2() 期間: 年 月～ 年 月	(年額) 万円
	勤務先3() 期間: 年 月～ 年 月	(年額) 万円
父母等からの給付額(※3)		(年額) 万円
奨学金 (現在申込中のもの及び海外留学支援制度(大学院学位取得型)は除く)		(年額) 万円
その他の収入 (利子・配当・不動産・年金等の公的手当・預貯金の取崩等)		(年額) 万円
収入見込額合計		(年額) 万円

週当たりの 就労時間
週 時間
週 時間
週 時間

[記入時の注意事項]

- (※1) 定職収入又はアルバイト収入が複数あって欄が不足する場合は、合計額を記入(アルバイトは勤務先1・2に記入後、3に残りをまとめて記入)してください。ただし、証明書類は全て提出してください。
- (※2) 定職収入のある配偶者の給与所得については、年間収入金額(税込)から給与所得控除額(5ページ参照)差引後の金額を記入してください。
- (※3) 父母からの給付額を計上する場合、本年見込用裏面に月別内訳を可能な限り記入してください。また、父母等の署名が必要です。

この収入計算書に記入した内容に基づき、前年と本年見込の収入金額を【様式 E】「申込書」に記入してください。

必要となる証明書類は裏面に貼付してください。 [裏面につづく]

証明書類貼付欄

・ 証明書類は、この欄に本紙と上下の向きを揃えて、ホチキスで上部2点を留めてください。

計算式

※収入年額の推算や、日本円への換算が必要な場合は本欄に「計算式」を記入し、算出した金額を表面に記入してください。

例) アルバイト1(株)日本学生支援商事)の本年見込年額:

- 2024年1～6月分実績(給与明細あり)
 $95,000 + 96,000 + 95,500 + 94,000 + 94,000 + 95,500 = 570,000円 \dots ①$
- 2024年7～8月分見込(8月で退職予定)
 $570,000 \div 6 = 95,000円 / 月平均$
 $95,000 \times 2 = 190,000円 \dots ②$
- 年額(見込)
 $①570,000 + ②190,000 = \underline{760,000円}$

★父母等からの給付額について(本年見込)

下記の者が日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、申込者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

○申込者氏名 _____

○給付者氏名【署名】 _____

○申込者との関係(続柄) _____

父母等からの給付額(月別内訳)

1月	円
2月	円
3月	円
4月	円
5月	円
6月	円
7月	円
8月	円
9月	円
10月	円
11月	円
12月	円
合計	円



※給付者(父母等)が記入してください。

※左記の合計額が、表面の「父母等からの給付額」と合致するように記入してください。

※各月は千円単位(千円未満切り捨て)、合計欄は1万円未満を切り捨てて記入してください。

※月別に記入できない場合は、年額のみを合計欄に記入してください。

前年用と本年見込用が表面の位置とは左右反転になっていますので注意してください。

証明書類貼付欄

・ 証明書類は、この欄に本紙と上下の向きを揃えて、ホチキスで上部 2 点を留めてください。

計算式

※日本円への換算が必要な場合は本欄に「計算式」を記入し、算出した金額を表面に記入してください。

例) 「W-2(Wage & Tax Statement)」の [1.Wages,tips,other compensation] に給与収入金額が
[\$10,000] と記載されている場合

- 申込時のレート：1ドル=145円
- 円換算式： $145 \times 10,000 = \underline{1,450,000}$ 円

★父母等からの給付額について（前年）

下記の者が日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、申込者本人への給付額については、以下のとおりであることに相違ありません。

○申込者氏名 _____

○給付者氏名【署名】 _____

○申込者との関係（続柄） _____

父母等からの給付額(月別内訳)

1月	円
2月	円
3月	円
4月	円
5月	円
6月	円
7月	円
8月	円
9月	円
10月	円
11月	円
12月	円
合計	円



※給付者（父母等）が記入してください。

※左記の合計額が、表面の「父母等からの給付額」と合致するように記入してください。

※各月は千円単位（千円未満切り捨て）、合計欄は 1 万円未満を切り捨てて記入してください。

※月別に記入できない場合は、年額のみを合計欄に記入してください。

【様式 F】収入計算書〔前年（2023年 1月～12月）用〕表面

私は、日本学生支援機構の奨学金を申し込むにあたり、収入に関する状況は以下のとおりであることを報告します。また、この収入計算書に基づき奨学金の申込み（【様式E】「申込書」への記入）を行います。

○氏名 _____

○該当年 2023 年 1 月～12 月

[各項目 1 万円未満切り捨て]

前年（1月～12月）の収入額		
	収入項目	収入額（A）
定職 （※1）	勤務先（ ） 期間： 年 月～ 年 月	（年額） 万円
	定職2（配偶者） [該当者のみ]（※2）	（年額） 万円
アルバイト （※1）	勤務先1（ ） 期間： 年 月～ 年 月	（年額） 万円
	勤務先2（ ） 期間： 年 月～ 年 月	（年額） 万円
	勤務先3（ ） 期間： 年 月～ 年 月	（年額） 万円
父母等からの給付額（※3）		（年額） 万円
奨学金 （海外留学支援制度（大学院学位取得型）は除く）		（年額） 万円
その他の収入 （利子・配当・不動産・年金等の公的手当て・預貯金の取崩等）		（年額） 万円
収入額合計		（年額） 万円

〔記入時の注意事項〕

- （※1）定職収入又はアルバイト収入が複数あって欄が不足する場合は、合計額を記入（アルバイトは勤務先1・2に記入後、3に残りをまとめて記入）してください。ただし、証明書類は全て提出してください。
- （※2）定職収入のある配偶者の給与と所得については、年間収入金額（税込）から給与所得控除額（5ページ参照）差引後の金額を記入してください。
- （※3）父母からの給付額を計上する場合、前年用裏面に月別内訳を可能な限り記入してください。また、父母等の署名が必要です。

・この収入計算書に記入した内容に基づき、前年の収入金額を【様式 E】「申込書」に記入してください。

・必要となる証明書類は裏面に貼付してください。

[裏面につづく]

【収入の状況】（全員記入必須。A・Bの該当する方に、「○」を付けてください）

A	本年見込の収入については、前年の収入金額に対して、変動はありません。	➡	・右ページ[本年見込用]の記入不要。 ・本年見込収入額に係る証明書類も提出不要。
B	本年見込の収入については、前年の収入金額に対して、変動しますので、次のとおり報告します。	➡	・右ページ[本年見込用]の各項目を全て記入（前年と変動のない項目も、前年と同じ金額を記入）。 ・本年見込収入額に係る証明書類は、前年と変動のあるもののみ提出。

【様式 C】 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）申込みに係る重要事項確認

申込者氏名

記入日 年 月 日

奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、理解した場合は「はい」に を記入してください。
全ての項目にチェックが入っていない場合、奨学金の申請を受け付けることができません。

	確認事項	はい (理解している)
①	在学中の学業成績や家計状況が基準を満たさない場合、奨学金が受けられなくなることがあります。	<input type="checkbox"/>
②	奨学金貸与中に様々な届出や報告などを求めることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の振込が遅れたり、止まったりする可能性があります。	<input type="checkbox"/>
③	貸与奨学金はあなた本人に返還の義務があり、締切日までに返還誓約書を提出しなければなりません。提出しない場合、採用が取り消されます。 また、借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 貸与月額、学資として月々必要となる金額をよく考えて選ぶ必要があります。	<input type="checkbox"/>
④	奨学金の返還を延滞すると、延滞金が課されます。延滞が長くなると法的手続等が行われることがあります。 また、奨学金の返還が困難になった場合は、願出により、毎月の返還額を 1/2 又は 1/3 に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する「減額返還制度」や、傷病、経済困難等によって決められた金額での返還ができない場合に、返還期限を先送りにする「返還期限猶予制度」を利用できる場合があります。	<input type="checkbox"/>

【様式D】 奨学金振込口座届

申込者氏名

「A：ゆうちょ銀行以外の金融機関」又は「B：ゆうちょ銀行」のいずれか一方を選んで、該当する欄に記入してください。

A：ゆうちょ銀行以外の金融機関（普通預金口座に限る）									
金融機関名（カタカナ）			該当の金融機関に○		店名（カタカナ）			該当の数字に○	
			銀行	労働金庫				1 支店	
			信用組合	信用金庫				2 出張所	
金融機関番号	店番号	預金種目	口座番号(右づめで記入)				口座名義人（奨学生本人名義に限る）		
		1 普通 (総合)					フリガナ	氏	名
							漢字		

B：ゆうちょ銀行（通常貯金口座に限る）									
記号		番号				口座名義人（奨学生本人名義に限る）			
1	0				1	フリガナ	氏	名	
						漢字			

※ゆうちょ銀行の「記号」「番号」は、通帳の見開きの最初のページ（表紙裏面）に記載されています。
 ※ゆうちょ銀行の「番号」は右詰めで記入し、8桁に満たない場合は、頭に「0」をつけてください。

注意

◎取扱いが可能な金融機関は、日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）に限られています。外国銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、農協、信託銀行、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行、イオン銀行等）は利用できませんのでご注意ください。また、普通預金口座または通常貯金口座のみ使用可能で、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座は使用できません。

◎「三菱UFJ銀行」以外の英字名称の金融機関は英字部分をカタカナで記入してください。

◎濁点、半濁点は1字とします。

◎本店に口座を設けた場合は「ホンテン」と記入してください。

ご提出いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

【様式E】 申込書

表面

申込者氏名

記入日（西暦） 年 月 日

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

私は海外留学支援制度（大学院学位取得型）による留学にあたり、貴機構の貸与奨学金を申し込みます。本奨学金の貸与が認められた場合は、貴機構が定める諸規程等を遵守し、返還することを確認します。なお、下記の記載事項に相違ありません。

本人	氏名	フリガナ	性別（任意）	男 ・ 女	
	（申込者本人自署）		生年月日	（西暦）	年 月 日
	住所	〒	TEL	- -	
留学予定	学校名（日本語名）		研究科・コース（英語名）		
	学校名（英語名）		課程	修士課程 博士課程	国または地域名
奨学金申込情報	（現・卒業）学校名	大学 大学院	海外留学支援制度の個人番号		
	貸与始期（貸与開始年月） ※海外留学支援制度で承認済の年月	（西暦） 年 月	貸与終期 ※海外留学支援制度で承認済の年月	（西暦） 年 月	
	希望貸与月額	【修士課程】 5万円 8万8千円 【博士課程】 8万円 12万2千円			
	入学時特別増額貸与奨学金	① 希望しない ② 希望する（10万円 20万円 30万円 40万円 50万円） ※希望する場合は金額にも1つ○をつけてください。			
返還方式	① 定額返還方式 ② 所得連動返還方式				
履歴情報	※これまでに日本学生支援機構又は日本育英会の奨学金の貸与・給付（都道府県等の奨学金は除く）を受けたことがある（受けている）人は、すべての奨学生番号を以下に記入してください。 ※第一種奨学金の継続貸与を受けながら、本奨学金を申込ことはできません。				
	奨学生番号	①	②	③	④
連帯保証人	氏名	フリガナ	続柄	生年月日	
				（西暦） 年 月 日	
	住所	〒	電話番号（自宅）	（ ） □なし	
保証人	氏名	フリガナ	続柄	生年月日	
				（西暦） 年 月 日	
	住所	〒	電話番号（自宅）	（ ） □なし	
	勤務先名		電話番号（勤務先）	（ ） □なし	
		□ 無職			
	氏名	フリガナ	続柄	生年月日	
				（西暦） 年 月 日	
	住所	〒	電話番号（自宅）	（ ） □なし	
			電話番号（勤務先）	（ ） □なし	
	勤務先名		電話番号（勤務先）	（ ） □なし	
		□ 無職			

※※※ 必ず裏面も記入してください ※※※

《様式集-7》

2024年度第一種奨学金案内（海外大学院学位取得型対象）

奨学金制度

奨学金の手続き

申込手続きと提出書類

キ

■ 連帯保証人には、父又は母（様式E）確認書の国内連絡者と同一人を選択してください。
■ 保証人には、本人・連帯保証人とは別生計で成年の方（学生不可）を選択してください（同一生計の父母は不可）。

【様式E】 申込書

裏面

収入項目	収入金額(年額・税込)	
	前年	本年(見込)
定職	万円	万円
アルバイト ※【様式F】「収入計算書」:アルバイト収入合計	万円	万円
父母等からの給付額	万円	万円
奨学金による収入(現在申中中のもの及び海外留学支援制度は除く)	万円	万円
その他の収入【内容: _____】	万円	万円
★ 配偶者の収入状況(定職収入のみ)		
配偶者氏名	勤務先名	職業
本人および配偶者の収入金額合計		万円

配偶者が給与所得の場合は「源泉徴収票」等の「支払金額から給与所得控除額を引いた金額」を記入。給与所得以外の場合は「確定申告書」の所得金額を記入。

※収入金額は【様式F】「収入計算書」の収入額と一致するように記入してください。定職収入のある配偶者の給与収入金額については、給与所得控除額(5ページ参照)差引後の金額を記入してください。

⑦ 家庭事情 奨学金を希望するに至った事情等を具体的に記入してください。

以下は学校認定欄です。

※個人応募により、海外留学支援制度(大学院学位取得型)に採用された方は記入不要です。

本学生は、海外留学支援制度(大学院学位取得型)の支援対象者であるとともに、日本学生支援機構の第一種奨学生として人物、学力が貴機構が定める推薦基準に合致していること、また、選考基準(家計基準)を満たしていることを確認しました。

- 適用される収入基準額 _____ 万円
(該当する修士又は博士課程の、第一種奨学金又は併用の収入基準額を記入してください。)
- 該当者の収入金額合計 _____ 万円
(「⑥ 本人及び配偶者の収入金額合計」に記入された収入合計金額のうち、前年と変動がない場合は「前年」、変動がある場合は「本年見込」の収入金額を転記してください。)

(西暦) 年 月 日

学校名

担当者名

()

ご提出いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関他に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。